

世界遺産
紀伊山地の霊場と参詣道
境界線の軽微な変更に関する提案書

2016年1月

日本国

世界遺産

紀伊山地の霊場と参詣道

境界線の軽微な変更に関する提案書

2016年1月

日本国

目 次

I. 資産の範囲	1
1. 資産の基本情報(2004年記載時)	1
1-1. 締約国	1
1-2. 所在県	1
1-3. 資産名称	1
1-4. 資産の構成	1
1-5. 資産の位置及び緩衝地帯の範囲	4
1-6. 構成資産及び緩衝地帯の面積	5
1-7. 資産の概要	6
2. 提案資産の概要と範囲	8
2-1. 熊野参詣道	8
2-2. 高野参詣道(旧 高野山町石道)	10
3. 変更後の資産の範囲と面積	13
II. 変更の説明	17
1. 熊野参詣道	17
2. 高野参詣道(旧 高野山町石道)	18
III. 変更の価値証明	20
1. 熊野参詣道	20
1-1. 変更の主な理由	20
1-2. 変更範囲の説明	21
2. 高野参詣道	52
2-1. 変更の主な理由	52
2-2. 変更範囲の説明	53
IV. 顕著な普遍的価値の維持・持続への貢献	66
1. 顕著な普遍的価値への影響	66
2. 完全性及び真実性への影響	66
V. 法的保護措置への影響	67
VII. 管理計画への影響	68

締約国代表者の署名 69

付属資料

1. 登録資産の位置図
2. 提案資産の位置及び周辺環境図
3. 提案資産・緩衝地帯の範囲及び法的保護区分図

添付文書

保存管理計画

1. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画
2. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画
3. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画
4. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画

I. 資産の範囲

1. 資産の基本情報（2004年記載時）

1-1. 締約国

日本国

1-2. 所在県

三重県、奈良県、和歌山県

1-3. 資産名称

紀伊山地の霊場と参詣道(C1142)

1-4. 資産の構成

登録資産は、東アジアの東辺にあたる日本列島の本州中央部に位置し、表 I -1-1 に示す通り、三つの霊場とそれを繋ぐ参詣道の 23 件に及ぶ登録資産からなる。構成資産は、三重県尾鷲市、熊野市、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、紀宝町、奈良県五條市、吉野郡吉野町、川上村、黒滝村、天川村、上北山村、下北山村、十津川村、野迫川村、和歌山県伊都郡高野町、九度山町、かつらぎ町、田辺市、西牟婁郡白浜町、すさみ町、新宮市、東牟婁郡那智勝浦町に所在する。

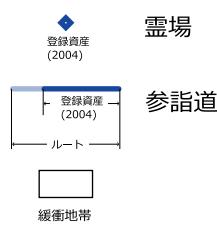
表 I -1-1 「紀伊山地の靈場と参詣道」の構成資産

ID	資産内容			条約上の遺産種別						
				①記念工作物		②遺跡(文化的景観を含む)				
				国内法上の指定状況						
資産エリア	記号	資産名称	国宝	重要文化財	(参考) 所在範 囲の土 地指定 状況	史跡	名勝	天然記念 物		
001	1 吉野・ 大峯	A 吉野山	-	-	-	・吉野山		-		
002		B 吉野水分神社	-	・吉野水分神社(本殿、拝殿、幣殿、楼門、回廊)	史跡 及び 名勝			-		
003		C 金峯神社	-	-	-	・大峯奥駿道	-	-		
004		D 金峯山寺	・金峯山 寺本堂 ・金峯山 寺二王門	・金峯山寺銅鳥居	史跡 及び 名勝	・吉野山		-		
005		E 吉水神社	-	・吉水神社書院				-		
006		F 大峰山寺	-	・大峰山寺本堂	史跡	・大峰山寺 境内	-	-		
007	2 熊野 三山	A 熊野本宮大社	-	・熊野本宮大社(第一殿・第二殿、第三殿、第四殿)	史跡	・熊野三山		-		
008		B 熊野速玉大社	-	-	-			-	・熊野速玉 神社のナギ	
009		C 熊野那智大社	-	・熊野那智大社(第一殿、第二殿、第三殿、第四殿、第五殿、第六殿、御県彦社、鈴門及び瑞垣)	史跡			-		
010		D 青岸渡寺	-	・那智山青岸渡寺本堂 ・那智山青岸渡寺宝篋印塔				-		
011		E 那智大滝	-	-	-	-	-	・那智 大滝		
012		F 那智原始林	-	-	-	-	-	-	・那智原始 林	
013		G 補陀洛山寺	-	-	-	・熊野三山	-	-		
014	3 高野山	A 丹生都比売神社	-	・丹生都比売神社本殿 ・丹生都比売神社樓門	史跡	・丹生都比売 神社境内	-	-		
015		B 金剛峯寺	・金剛峯 寺不動 堂 ・金剛三 昧院多 宝塔	・金剛峯寺山王院本殿 ・金剛峯寺奥院経蔵 ・佐竹義重靈屋 ・松平秀康及び同母靈屋 ・上杉謙信靈屋 ・金剛峯寺大門 ・金剛三昧院経蔵 ・金剛三昧院四所明神社本殿 ・金剛三昧院客殿及び台所 ・金剛峯寺徳川家靈台(家康靈屋、秀忠靈屋)	史跡	・金剛峯寺 境内	-	-		
016		C 慈尊院	-	・慈尊院弥勒堂	史跡	・高野山町石 道	-	-		
017		D 丹生官省符神社	-	・丹生官省符神社本殿				-		
018	4 参詣道	A 大峯奥駿道	-	・玉置神社社務所及び台所	史跡	・大峯奥駿道	-	・仏經嶽原 始林 ・オオヤマレ ンゲ自生地		
019		B 熊野 参詣 道	中辺路	-	-	-	・熊野参詣道	-		
020			小辺路	-	-	-		-		
021			大辺路	-	-	-		-		
022			伊勢路 熊野の鬼ヶ 城附獅子巖	-	-	-		・熊野の鬼ヶ城附獅 子巖		
023		C 高野山町石道	-	-	-	・高野山町石 道	-	-		
■国内法上の指定文化財数			4 件	23 件			史跡(7件)、史跡及び名勝(1件)、名勝 (1件)天然記念物(4件)、天然記念物 及び名勝(1件)			
■登録資産数			27 件				14 件			

登録資産エリアのうち、1A～F、2A～F、4A 及び B の一部は吉野熊野国立公園に含まれる。また、登録資産エリアのうち、3B、4B 及び4C の一部は高野龍神国定公園に含まれる。

1-5. 資産の位置及び緩衝地帯の範囲

登録資産位置は、図 I -1-1 に示すとおりである。



<構成資産>

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 吉野・大峯 | (3) 高野山 |
| 001 吉野山 | 014 丹生都比売神社 |
| 002 吉野水分神社 | 015 金剛峯寺 |
| 003 金峯神社 | 016 慈尊院 |
| 004 金峯山寺 | 017 丹生官省符神社 |
| 005 吉水神社 | |
| 006 大峰山寺 | |
| (2) 熊野三山 | (4) 参詣道 |
| 007 熊野本宮大社 | 018 大峯奥駈道
熊野参詣道 |
| 008 熊野速玉大社 | 019 中辺路 |
| 009 熊野那智大社 | 020 小辺路 |
| 010 青岸渡寺 | 021 大辺路 |
| 011 那智大滝 | 022 伊勢路 |
| 012 那智原始林 | 023 高野山町石道 |
| 013 捕陀洛山寺 | |

図 I -1-1 「紀伊山地の靈場と参詣道」全体図・構成資産位置図

1-6. 構成資産及び緩衝地帯の面積

構成資産及び緩衝地帯の面積は、表 I -1-2 に示すとおりである。

表 I -1-2 構成資産及び緩衝地帯の面積（単位：ha）

ID	登録資産				登録資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)
1 吉野・大峯						
001	A	吉野山			33.7	916
002	B	吉野水分神社			0.9	
003	C	金峯神社			1.1	
004	D	金峯山寺			0.9	
005	E	吉水神社			0.8	
006	F	大峰山寺			7.4	
小計①					44.8	
2 熊野三山						
007	A	熊野本宮大社			10.8	752
008	B	熊野速玉大社			47.6	
009	C	熊野那智大社			0.3	
010	D	青岸渡寺			0.2	
011	E	那智大滝			2.5	
012	F	那智原始林			32.7	
013	G	補陀洛山寺			0.1	
小計②					94.2	
3 高野山						
014	A	丹生都比売神社			1.6	582
015	B	金剛峯寺			61.4	
016	C	慈尊院			0.04	
017	D	丹生官省符神社			0.1	
小計③					63.1	
4 参詣道						
018	A	大峯奥駆道			149.3 (86.9km)	9,120
019	B	熊野参詣道	1 中辺路		47.1 (88.8km)	
020			2 小辺路		4.9 (43.7km)	
021			3 大辺路		1.8 (10.0km)	
022			4 伊勢路		75.8 (54.2km)	
熊野参詣道 小計					129.6 (196.7km)	
023	C	高野山町石道			14.3 (24.0km)	
小計④					293.2 (307.6km)	
合計 ①+②+③+④					495.3	11,370

1-7. 資産の概要

「紀伊山地の霊場と参詣道」(以下、「資産」という。)は、三重県・奈良県・和歌山県の3県に所在する日本古来の自然崇拜に基づく神道、大陸から伝わって日本で独自に発展した仏教、神道と仏教が混淆して形成された神仏習合及び道教も交えて形成された修驗道などの霊場と、それらを結ぶ参詣道から成る。

霊場の一つである(3)高野山は9世紀初頭に空海によって開創された真言密教の信仰の地で、我が国における仏教聖地の極めて重要な事例である。熊野の本宮・新宮・那智から成る(2)熊野三山は12世紀以降「日本第一大靈驗所」として皇族・貴族の信仰を集めるとともに、多数の参詣者が訪れて「蟻の熊野詣」と称される現象を生ずるほどの賑わいを見せた。また、(1)吉野・大峯は古代から山岳宗教の場として修驗の本山とされ、日本第一の靈山として中国にもその名が伝わった地である。

3つの霊場を結ぶ(4)参詣又は巡礼の経路は信仰の拡大とともに順次整備され、山嶺や谷間に通ずる石畳などの道のみならず、熊野川や熊野灘に臨む七里御浜など自然の河川及び海岸の浜辺などにも及んでいる。これらの参詣又は巡礼の道は今日においてもなお良好な形で遺存するとともに、参詣や物資運搬の道として使われ機能している。さらに、沿道に展開する天然林や人工林などの森林も、信仰及びそれを基盤とする生活又は生業などと密接に関わる文化的景観として獨特の価値を構成している。このように、現在もなお民衆の中に息づく霊場と参詣道は、極めて高い歴史上又は学術上の価値を持っている。



写真 I -1-1 高野山 金剛峯寺 015 奥院地区



写真 I -1-2 熊野三山 熊野本宮大社 007 本殿

2. 提案資産の概要と範囲

2-1. 熊野参詣道

熊野参詣道は、霊場熊野三山への参詣のために、中世及び近世の時期を中心に利用された道である。熊野三山は紀伊半島南東部に位置するため、参詣者のそれぞれの出発地に応じて複数の経路が開かれた。その経路としての熊野参詣道は、紀伊半島の西岸を通行する紀伊路、高野山と熊野三山を結ぶ小辺路及び紀伊半島東岸を通行する伊勢路に大別できる。このうち、紀伊路は紀伊半島を横断する中辺路と海岸沿いの大辺路の二本に分岐する。

熊野三山への参詣は、10世紀前半から始まり15世紀頃まで盛んに行われた。多数の参詣者が列をなして進んだことから、「蟻の熊野詣」と形容された。その後、熊野三山だけを目的とする熊野詣は衰退するものの、民衆の社寺参詣が盛んになる17世紀以後には、多い年で年間3万人ともいう西国巡礼者が訪れたため、熊野参詣道はその後も利用されてきた。

中世に「熊野三山」への参詣に利用された熊野参詣道は、近世には「熊野三山」への参詣も含む西国巡礼の経路とされ、その後も引き続き盛んに利用されてきた。また、今日においても、熊野参詣道は名所旧跡としての神社や仏閣を訪ね歩く人々にとって著名な経路として知られており、世界遺産一覧表記載後は、より一層通行者数が増加した。

境界線の軽微な変更の提案範囲は、熊野参詣道紀伊路のうち中辺路と大辺路に該当するため、これらについて以下で説明する。

なお、熊野参詣道の登録範囲は129.6haで、変更提案により追加する範囲は7.3haを測り、変更後の合計範囲は136.9haに及ぶ。

【熊野参詣道 中辺路 019】

中辺路は、京都あるいは西日本から熊野三山へ参詣する経路のうち、最も頻繁に利用された経路である。その経路は、紀伊半島西岸の田辺から半島を東方へ横断して進み、「熊野三山」を巡るものである。経路の途中には熊野神の御子神を祀った「王子」が点在しており、資産には21ヶ所王子が含まれている。経路の大半は、険しい山道である。

【熊野参詣道 大辺路 021】

大辺路は、紀伊半島西岸の田辺で中辺路と分岐し、海岸線に沿って南下して、中辺路に再合流するまでの約120kmの道である。中辺路と比較すると距離が長く、奥駆(山野を歩いて厳しい修行)をする修験者や西国巡礼を行うための経路であった。経路全体のうち、旧状が良好に保たれた範囲は限られるが、茶屋跡等が4ヶ所残されており、海と山の織りなす美しい文化的景観に恵まれた経路である。



写真 I -2-1 熊野参詣道 中辺路 019 (大門坂)



写真 I -2-2 熊野参詣道 大辺路 021（長井坂）

2-2. 高野参詣道（旧 高野山町石道）

高野参詣道は、参詣者の出発地点に応じて複数の経路が認められていた。その経路は、1)構成資産である町石道も含まれる金剛峯寺北側の紀ノ川から高野山に至る京大坂道・黒河道等の経路、2)東側の吉野と高野山を結ぶ大峰道、3)南側の熊野本宮大社や熊野参詣道中辺路方面と高野山を結ぶ小辺路・相浦道・龍神道等の経路、4)靈場高野山を囲繞する女人道の四つの経路に大別できる。これらのうち紀ノ川からの経路である三谷坂・京大坂道・黒河道及び高野山を囲繞する女人道の線形や道の形状(幅及び路面高)を特定することが出来た。そこで、本資産の熊野参詣道で使用している名称と同様に、構成資産の名称を高野山町石道から高野参詣道に変更することとした。

高野参詣道の登録範囲及び軽微な変更提案により追加する経路について、以下で説明する。

なお、高野参詣道（旧高野山町石道）の登録範囲は 14.3ha で、変更提案により追加する範囲は 3.8ha を測り、変更後の合計範囲は 18.1ha に及ぶ。

【高野参詣道 町石道 023】

町石道は、高野山奥院御廟への参詣道のうち、空海が切り開き、その後も最もよく使われた主要道である。沿道には、金剛峯寺の中心である壇上伽藍からの距離を刻んだ町石（石製道標）が一町（約109m）及び一里（三十六町・約4km）ごとに建てられている。

町石は、元々、木製の卒塔婆が建てられていたが、1285年（弘安8年）に花崗岩の四角柱頂部に五輪塔形を彫出した形の町石の設置が完成した。合計220基あった町石のうち7基が部分的に併行する国道480号に移された以外の町石は旧状が良好に保たれており、一町ごとに礼拝を重ねながら山上を目指した参詣の様子を今に伝える。

【高野参詣道 三谷坂 BIS-023-001～004】

三谷坂は、12世紀に皇族により利用された山麓の丹生酒殿神社を出発し、丹生都比売神社を中継して町石道に合流する町石道の側副路である。慈尊院を出発する町石道よりも距離が短いため、町石道を登るよりも短時間での高野山への参詣が可能である。経路沿道には、空海の伝承に係りのある石造物が遺存する。

【高野参詣道 京大坂道不動坂 BIS-023-005】

京大坂道は、山麓の紀ノ川沿いから高野山へ向かう参詣道の中で、最も便利、安全で、かつ町石道よりも早く登ることができる経路である。そのため、14世紀には一定の利用がされていたことが調査で確認された。また、近世になると高野参詣の主要道として利用された経路である。不動坂は、京大坂道の終点である高野山不動坂女人堂の手前、距離約2.7km、高低差310mの急峻な坂道で、京大坂道のなかで最難所をである。

【高野参詣道 黒河道 BIS-023-006～015】

黒河道は、大和方面及び江戸時代に交通の要衝であった橋本から高野山へと向かう最短経路で、山麓の紀ノ川岸沿いから女人道の子繼峠に合流するまでの経路である。しかしながら、高低差が激しい経路であるため、先述の京大坂道のほうが短時間での参詣が可能であった。経路沿道には、参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶所跡が遺存している。茶所跡には19世紀初頭に彫られたとみられる空海の版木が遺されており、江戸時代以来の高野山と黒河道との密接な関係性を示す。

【高野参詣道 女人道 BIS-023-016～042】

女性たちは、1872年（明治5年）に解禁されるまで高野山境内に立入ることが許されていなかった。そのため、女性たちは江戸時代後期までに確定されていた高野山境内の外周に設けられた各女人堂を巡り、山内を拝したことから、女人堂巡りの道が成立した。なお、女人道は女人堂巡りの道に加えて、高野山境内の外周にあたる奥院背後の高野三山の頂上に祀られる菩薩像の巡拝道を含む。



写真 I -2-3 高野参詣道 町石道 023

(写真右側の石造物が町石)

3. 変更後の資産の範囲と面積

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「東アジアの宗教文化の交流と発展に示す神道と仏教の比類なき融合の所産である」と「紀伊山地の遺跡と森林景観は、1,200 年以上にわたり、永続的にかつ並はずれて良好に記録された信仰の山としての伝統を反映している」ことが評価されて、文化的景観として世界遺産一覧表に記載された。

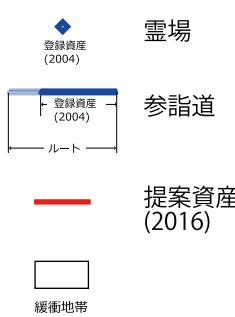
イコモス評価書では、「参詣道を取り巻く狭隘な回廊状の部分が『遺跡』の自然的側面として精神的・文化的な価値に強力に関連しているという点が重要である」と言明されている。すなわち、深い常緑樹叢に覆われた山岳景観に所在する霊場を結び、その山岳景観の一部を成す参詣道が本資産にとって重要で不可欠な要素であることは明白である。

資産の完全性を高めるのみならず真実性も補強するために構成資産の再調査を継続してきた。参詣道のうち熊野参詣道及び高野参詣道で旧状を良好に保存している又は、現状で道の形状(幅及び路面高)・路面状態が改変されていても、物証に基づき旧状を復旧することが可能と判断した範囲について、構成資産と一体的に保護するべく文化財保護法による保護措置を講じた。

資産の境界線の変更を行い、真実性が認められた範囲が追加された場合、構成資産の(4)参詣又は巡礼の経路の総延長距離は 13.0%、構成資産全体の面積は 2.2% 増加し、資産の完全性はより確実なものとなる。

従って、参詣道としての完全性及び真実性をさらに高め、かつ、資産の保護の水準をさらに引き上げるために、2 つの構成資産、すなわち「熊野参詣道」と「高野参詣道(旧 高野山町石)」の境界線の変更を提案する。この提案は、資産の顕著な普遍的価値及び資産構成に影響を及ぼすものではないことから、「世界遺産条約履行のための作業指針」第 163 条及び第 164 条で規定される「登録範囲の軽微な変更」に該当すると判断した。

以上の経過及び理由に基づき、日本国政府は「紀伊山地の霊場と参詣道」の境界線の軽微な変更を提案する。



<構成資産>

- (1) 吉野・大峯
 - 001 吉野山
 - 002 吉野水分神社
 - 003 金峯神社
 - 004 金峯山寺
 - 005 吉水神社
 - 006 大峰山寺
- (2) 熊野三山
 - 007 熊野本宮大社
 - 008 熊野速玉大社
 - 009 熊野那智大社
 - 010 青岸渡寺
 - 011 那智大滝
 - 012 那智原始林
 - 013 補陀洛山寺
- (3) 高野山
 - 014 丹生都比売神社
 - 015 金剛峯寺
 - 016 慈尊院
 - 017 丹生官省符神社
- (4) 参詣道
 - 018 大峯奥駈道
 - 熊野参詣道
 - 019 中辺路
 - 020 小辺路
 - 021 大辺路
 - 022 伊勢路
 - 高野参詣道
 - 023 町石道
 - BIS-023-001~004 三谷坂
 - BIS-023-005 京大坂道不動坂
 - BIS-023-006~015 黒河道
 - BIS-023-016~042 女人道

図 I -3-1 軽微な変更後の資産の全体図

表 I -3-1 軽微な変更後の面積

ID No	構成資産の名称	中央の座標		変更後の資産面積 (ha)	変更後の緩衝地帯面積(ha)
①吉野・大峯					
001	A 吉野山	N34°21' 24"	E135°52' 14"	33.7	916
002	B 吉野水分神社	N34°21' 13"	E135°52' 24"	0.9	
003	C 金峯神社	N34°20' 34"	E135°52' 53"	1.1	
004	D 金峯山寺	N34°22' 07"	E135°51' 28"	0.9	
005	E 吉水神社	N34°22' 02"	E135°51' 42"	0.8	
006	F 大峰山寺	N34°15' 18"	E135°56' 24"	7.4	
小計①吉野・大峯(2004)				44.8	
②熊野三山					
007	A 熊野本宮大社	N33°50' 24"	E135°46' 25"	10.8	752
008	B 熊野速玉大社	N33°43' 55"	E135°59' 01"	47.6	
009	C 熊野那智大社	N33°40' 07"	E135°53' 23"	0.3	
010	D 青岸渡寺	N33°40' 08"	E135°53' 23"	0.2	
011	E 那智大滝	N33°40' 30"	E135°53' 15"	2.5	
012	F 那智原始林	N34°40' 34"	E135°53' 29"	32.7	
013	G 補陀洛山寺	N33°38' 40"	E135°56' 03"	0.1	
小計②熊野三山(2004)				94.2	
③高野山					
014	A 丹生都比売神社	N34°15' 46"	E135°31' 08"	1.6	582
015	B 金剛峯寺	N34°12' 49"	E135°35' 02"	61.4	
016	C 慈尊院	N34°17' 42"	E135°32' 59"	0.04	
017	D 丹生官省符神社	N34°17' 39"	E135°32' 57"	0.1	
小計③高野山(2004)				63.1	
④参詣道					
018	A 大峯奥駈道	N34°10' 47"	E135°54' 34"	149.3 (86.9km)	B 熊野参詣道
019	1 中辺路	N33°46' 33"	E135°30' 13"	47.1 (88.8km)	
BIS-019-001	1 北郡越 1	N33°44' 53"	E135°30' 14"	0.04 (0.5km)	
BIS-019-002	2 北郡越 2	N33°44' 43"	E135°30' 10"	0.03 (0.2km)	
BIS-019-003	3 北郡越 3	N33°44' 38"	E135°30' 13"	0.02 (0.2km)	
BIS-019-004	4 北郡越 4	N33°44' 31"	E135°30' 02"	0.1 (0.7km)	
BIS-019-005	5 長尾坂 1	N33°45' 37"	E135°26' 32"	0.01 (0.01km)	
BIS-019-006	6 長尾坂 2	N33°45' 41"	E135°26' 39"	0.14 (0.5km)	
BIS-019-007	7 潮見峠越 1	N33°46' 41"	E135°28' 10"	0.04 (0.1km)	
BIS-019-008	8 潮見峠越 2	N33°46' 55"	E135°28' 33"	0.3 (1.7km)	
BIS-019-009	9 赤木越	N33°50' 25"	E135°44' 35"	0.78 (5.2km)	
BIS-019-010	10 小狗子峠 1	N33°39' 23"	E135°57' 42"	0.03 (0.3km)	
BIS-019-011	11 小狗子峠 2	N33°39' 18"	E135°57' 38"	0.01 (0.1km)	
BIS-019-012	12 かけぬけ道 1	N33°40' 04"	E135°53' 13"	0.06 (0.4km)	
BIS-019-013	13 かけぬけ道 2	N33°39' 31"	E135°53' 12"	0.26 (1.5km)	
BIS-019-014	14 八上王子跡	N33°43' 34"	E135°26' 23"	0.77 —	
BIS-019-015	15 稲葉根王子跡	N33°42' 45"	E135°27' 13"	0.11 —	
BIS-019-016	16 阿須賀王子跡	N33°43' 42"	E135°59' 50"	1.26 —	
020	2 小辺路	N34°04' 38"	E135°39' 06"	4.9 (43.7km)	
021	3 大辺路	N33°38' 26"	E135°24' 26"	1.8 (10.0km)	
BIS-021-001	1 富田坂	N33°38' 24"	E135°24' 27"	0.09 (0.2km)	
BIS-021-002	2 タオの峠	N33°32' 08"	E135°31' 20"	0.05 (0.4km)	
BIS-021-003	3 新田平見道	N33°29' 50"	E135°39' 54"	0.03 (0.2km)	
BIS-021-004	4 富山平見道	N33°29' 27"	E135°41' 13"	0.04 (0.2km)	
BIS-021-005	5 飛渡谷道	N33°29' 06"	E135°43' 25"	0.05 (0.4km)	
BIS-021-006	6 清水峠 1	N33°33' 13"	E135°53' 00"	0.06 (0.3km)	
BIS-021-007	7 清水峠 2	N33°33' 26"	E135°53' 14"	0.07 (1.4km)	
BIS-021-008	8 二河峠	N33°36' 26"	E135°55' 18"	0.08 (0.8km)	
BIS-021-009	9 駿田峠	N33°37' 33"	E135°55' 52"	0.02 (0.2km)	
BIS-021-010	10 關雞神社	N33°43' 45"	E135°23' 01"	2.8 —	
022	4 伊勢路	N33°52' 47"	E136°05' 35"	75.8 (54.2km)	
B 熊野参詣道 小計(2004+2016)				136.9 (212.2km)	

ID No	構成資産の名称	中央の座標		変更後の資産面積(ha)	変更後の緩衝地帯面積(ha)
023	C 高野参詣道 (旧 高野山 町石道)	1 町石道	N34°15' 19"	E135°31' 33"	14.3 (24.0km)
		2 三谷坂			1.5 (2.6km)
BIS-023-001		1 丹生酒殿神社	N34°17' 20"	E135°31' 12"	1.1 —
BIS-023-002		2 かつらぎ町 1	N34°16' 18"	E135°31' 09"	0.07 (0.5km)
BIS-023-003		3 かつらぎ町 2	N34°16' 14"	E135°31' 40"	0.26 (1.7km)
BIS-023-004		4 かつらぎ町 3	N34°16' 04"	E135°31' 12"	0.07 (0.4km)
BIS-023-005		3 京大坂道不動坂	N34°13' 54"	E135°34' 58"	0.2 (1.5km)
		4 黒河道			0.9 (10.3km)
BIS-023-006		1 橋本市 1	N34°18' 29"	E135°36' 45"	0.02 (0.2km)
BIS-023-007		2 橋本市 2	N34°18' 09"	E135°36' 52"	0.02 (0.2km)
BIS-023-008		3 橋本市 3	N34°18' 03"	E135°36' 57"	0.01 (0.1km)
BIS-023-009		4 橋本市 4	N34°17' 58"	E135°36' 56"	0.01 (0.1km)
BIS-023-010		5 橋本市 5	N34°17' 22"	E135°36' 58"	0.26 (1.9km)
BIS-023-011		6 九度山町 1	N34°16' 42"	E135°36' 56"	0.05 (0.7km)
BIS-023-012		7 九度山町 2	N34°16' 26"	E135°36' 56"	0.1 (1.6km)
BIS-023-013		8 九度山町 3	N34°16' 42"	E135°36' 55"	0.11 (1.9km)
BIS-023-014		9 九度山町 4	N34°15' 15"	E135°36' 05"	0.25 (2.4km)
BIS-023-015		10 高野町	N34°14' 30"	E135°36' 06"	0.1 (1.2km)
		5 女人道			1.2 (10.2km)
BIS-023-016		1 里道1	N34°12' 37"	E135°34' 27"	0.03 (0.27km)
BIS-023-017		2 里道2	N34°12' 37"	E135°34' 30"	0.01 (0.13km)
BIS-023-018		3 里道3	N34°12' 38"	E135°34' 42"	0.02 (0.17km)
BIS-023-019		4 里道4	N34°12' 34"	E135°34' 48"	0.01 (0.09km)
BIS-023-020		5 里道5	N34°12' 32"	E135°34' 50"	0.04 (0.32km)
BIS-023-021		6 里道6	N34°12' 26"	E135°34' 53"	0.007 (0.04km)
BIS-023-022		7 里道7	N34°12' 24"	E135°35' 01"	0.03 (0.34km)
BIS-023-023		8 里道8	N34°12' 25"	E135°35' 06"	0.002 (0.02km)
BIS-023-024		9 里道9	N34°12' 25"	E135°35' 09"	0.01 (0.1km)
BIS-023-025		10 里道10	N34°12' 24"	E135°35' 11"	0.002 (0.02km)
BIS-023-026		11 里道11	N34°12' 25"	E135°35' 02"	0.047 (0.4km)
BIS-023-027		12 町道1	N34°12' 28"	E135°35' 44"	0.034 (0.29km)
BIS-023-028		13 歩道1	N34°12' 33"	E135°35' 48"	0.016 (0.17km)
BIS-023-029		14 歩道2	N34°12' 35"	E135°35' 52"	0.007 (0.07km)
BIS-023-030		15 里道12	N34°13' 28"	E135°36' 49"	0.32 (3.25km)
BIS-023-031		16 里道13	N34°14' 14"	E135°36' 12"	0.004 (0.04km)
BIS-023-032		17 里道14	N34°14' 13"	E135°36' 10"	0.002 (0.03km)
BIS-023-033		18 里道15	N34°14' 09"	E135°36' 06"	0.02 (0.2km)
BIS-023-034		19 里道16	N34°14' 10"	E135°36' 02"	0.004 (0.05km)
BIS-023-035		20 歩道3	N34°13' 48"	E135°36' 00"	0.18 (1.2km)
BIS-023-036		21 歩道4	N34°13' 23"	E135°36' 06"	0.11 (1km)
BIS-023-037		22 里道17	N34°13' 06"	E135°35' 14"	0.017 (0.17km)
BIS-023-038		23 里道18	N34°13' 08"	E135°35' 13"	0.007 (0.08km)
BIS-023-039		24 里道19	N34°13' 09"	E135°35' 09"	0.005 (0.06km)
BIS-023-040		25 里道20	N34°13' 09"	E135°35' 07"	0.003 (0.03km)
BIS-023-041		26 里道21	N34°13' 10"	E135°35' 06"	0.006 (0.06km)
BIS-023-042		27 里道22	N34°13' 23"	E135°34' 23"	0.26 (1.6km)
	C 高野参詣道 小計(2004+2016)			18.1 (48.6km)	
	小計④参詣道(2004)			293.2 (307.6km)	9,120
	小計④参詣道(2004+2016)			304.3 (347.7km)	9,850
	合計 ①+②+③+④(2004)			495.3	11,370
	合計 ①+②+③+④(2004+2016)			506.4	12,100

II. 変更の説明

1. 熊野参詣道

現在、熊野参詣道の登録範囲には、中辺路、小辺路、大辺路、伊勢路及び熊野の鬼ヶ城附獅子巖が含まれるが、今回の境界線の変更の提案範囲は、中辺路と大辺路の範囲である(図II-1-1)。



図 II-1-1 熊野参詣道変更範囲図

【熊野参詣道 中辺路 019】

中辺路のうち世界遺産の構成資産の範囲は、滝尻王子跡から熊野本宮大社へ向かい、さらに熊野川を経由して、熊野速玉大社、熊野那智大社へと進み、熊野本宮大社に再び戻る経路で、その経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に遺存する延長 88.8km の区間である。

今回は、旧状がほぼ完全に遺存するか、旧状を完全にとどめていなくとも、経路を保ち、資料や物証に基づき旧状の復旧が可能と判断した 9 地点の追加を提案する。9 地点とは、①北郡越 (BIS-019-001~004)、②長尾坂 (BIS-019-005・006)、③潮見峠越 (BIS-019-007・008)、④赤木越 (BIS-019-009)、⑤小盒子峠 (BIS-019-010・011)、⑥かけぬけ道 (BIS-019-012・013) 及び参詣道に付随して設けられた王子跡の⑦八上王子跡 (BIS-019-014)、⑧稻葉根王子跡 (BIS-019-015)、⑨阿須賀王子跡 (BIS-019-016) である。

【熊野参詣道 大辺路 021】

大辺路のうち世界遺産の構成資産の範囲は、中辺路と分岐する田辺から中辺路と再合流する補陀洛山寺までの総延長約 120km の経路のうち、経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に遺存する延長 10.0km の区間である。

今回は、旧状がほぼ完全に遺存するか、旧状を完全にとどめていなくても、経路を保ち、資料や物証に基づき旧状の復旧が可能と判断した 9 地点の追加を提案する。9 地点とは、①富田坂 (BIS-021-001)、②タオの峠 (BIS-021-002)、③新田平見道 (BIS-021-003)、④富山平見道 (BIS-021-004)、⑤飛渡谷道 (BIS-021-005)、⑥清水峠 (BIS-021-006・007)、⑦二河峠 (BIS-021-008)、⑧駿田峠 (BIS-021-009) 及び中辺路と分岐する田辺に熊野参詣の拠点として設けられた⑨鬪雞神社 (BIS-021-010) である。

2. 高野参詣道（旧 高野山町石道）

現在の高野参詣道の範囲は、町石道の 24.0km (14.3ha) のみである。今回は、町石道以外の三谷坂、京大坂道不動坂、黒河道及び女人道の範囲の追加を提案する(図 II-2-1)。

【高野参詣道 三谷坂 BIS-023-001～004】

丹生酒殿神社からの総延長 4.8km のうち、経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に残る延長 2,599m (15,199 m²) の区間である。今回は、現状で旧状をほぼ完全に遺存する①歩道 2,599m (BIS-023-002～004) 及び三谷坂の起点となる②丹生酒殿神社境内 (BIS-023-001) 11,186 m² の範囲の追加を提案する。

【高野参詣道 京大坂道不動坂 BIS-023-005】

総延長 8.7km のうち、経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に残る延長 1,462m (1,740 m²) の区間である。今回は、現状で旧状をほぼ完全に遺存する①歩道 1,462m (BIS-023-005) の区間の追加を提案する。

【高野参詣道 黒河道 BIS-023-006～015】

総延長 12.9km のうち、経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に残る延長 10,283m (9,429 m²) の区間である。今回は、現状で旧状をほぼ完全に遺存するか、完全に遺存していないなくても、経路を保ち、資料や物証に基づき旧状の復旧が可能な①歩道 2,530m (BIS-023-006～010)、②歩道 6,582m (BIS-023-011～014)、③歩道 1,171m (BIS-023-015) の区間の追加を提案する。

【高野参詣道 女人道 BIS-023-016～042】

総延長 11.2km のうち、経路及び路面の状態が旧状をとどめ、周辺の景観が良好に残る延長 10,253m (12,105 m²) の区間である。今回は、現状が旧状をほぼ完全に遺存する①歩道 10,253m

(BIS-023-016～042)の区間の追加を提案する。



図 II -2-1 高野参詣道変更範囲図

III. 変更の価値証明

1. 熊野参詣道

1-1. 変更の主な理由

世界遺産一覧表記載後、イコモス評価書を踏まえ過去の調査を基に熊野参詣道の追加調査を実施した結果、中辺路及び大辺路の一部分において、(i)線形、(ii)道の形状(幅及び路面高)、(iii)路面の状態、(iv)参詣道により創出された歴史的な景観が良好な状態で保存されていることが新たに判明した。

上記の 4 つの観点で、変更範囲は登録範囲と密接な関係性が認められたことから、資産の真実性及び完全性をより確実なものとするため、熊野参詣道の境界線の変更を行うことが適切との結論に至った。

このため、まずは変更範囲の保護を確実なものとし、登録範囲と一体的に保護を行うために、2015 年 10 月に史跡熊野参詣道の範囲に追加指定し、文化財保護法による保護の措置を講じた。さらに、2015 年 11 月にも中辺路の一部を史跡に追加指定することについて、文化庁文化審議会の答申を得ており、事務手続きを経て 2016 年 3 月に文化財保護法による保護の措置が完了することとなっている。

1-2. 変更範囲の説明

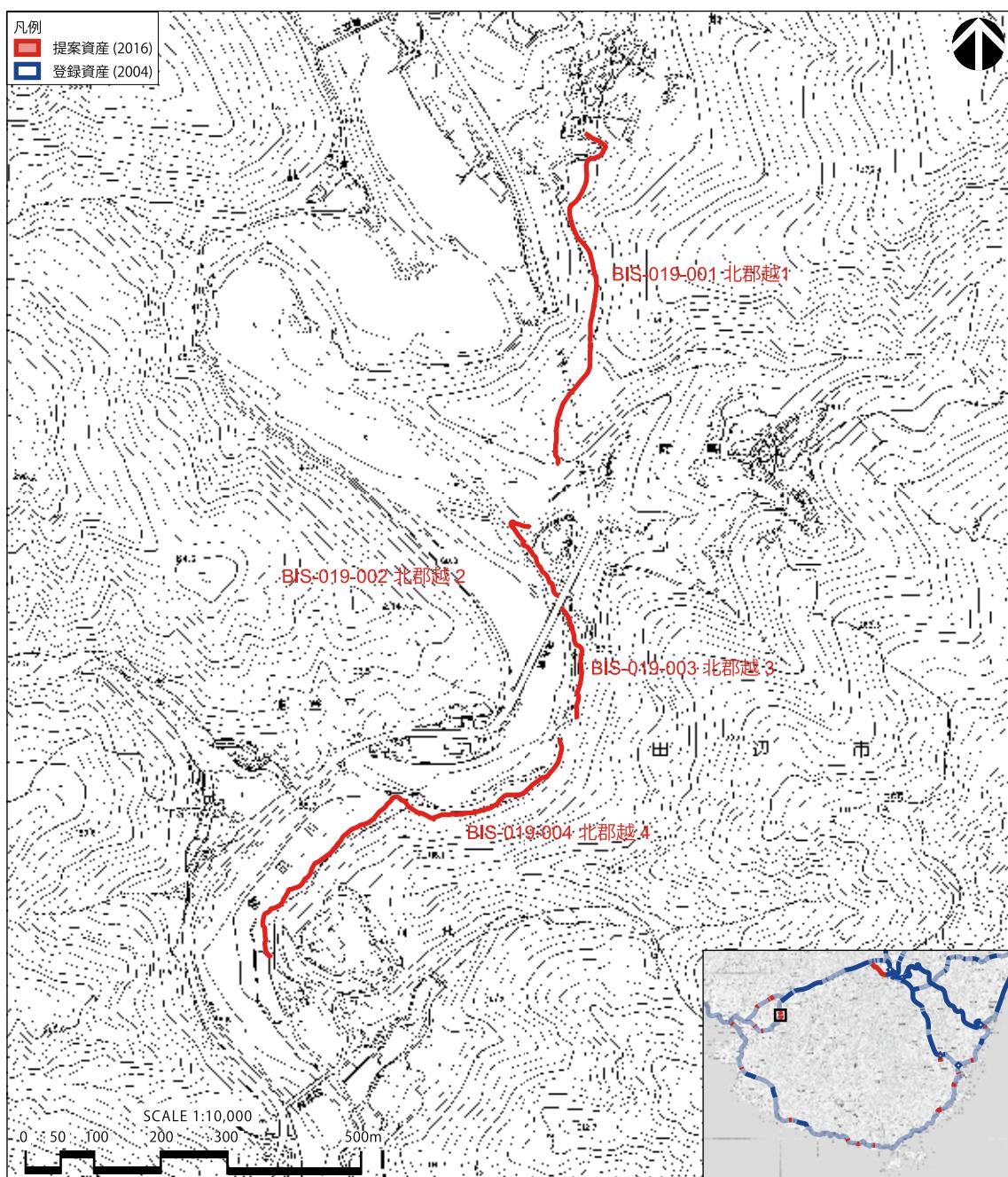
【熊野参詣道 中辺路 019】

① 北郡越 BIS-019-001～004 1,601m(図III-1-1、写真III-1-1)

北郡越は、中辺路の富田川沿いの経路のうち、山裾から峠越えをする区間である。富田川沿いの参詣道は、河川や開発の影響により道が付け替えられることが多いため、大半の区間で参詣道の旧状が遺されていないが、河川に隣接する山裾に北郡越が遺存していた。経路の一部は道幅の拡幅や国道による分断などにより改変されていたが、それ以外の大半の範囲は旧状が良好に保存されている。



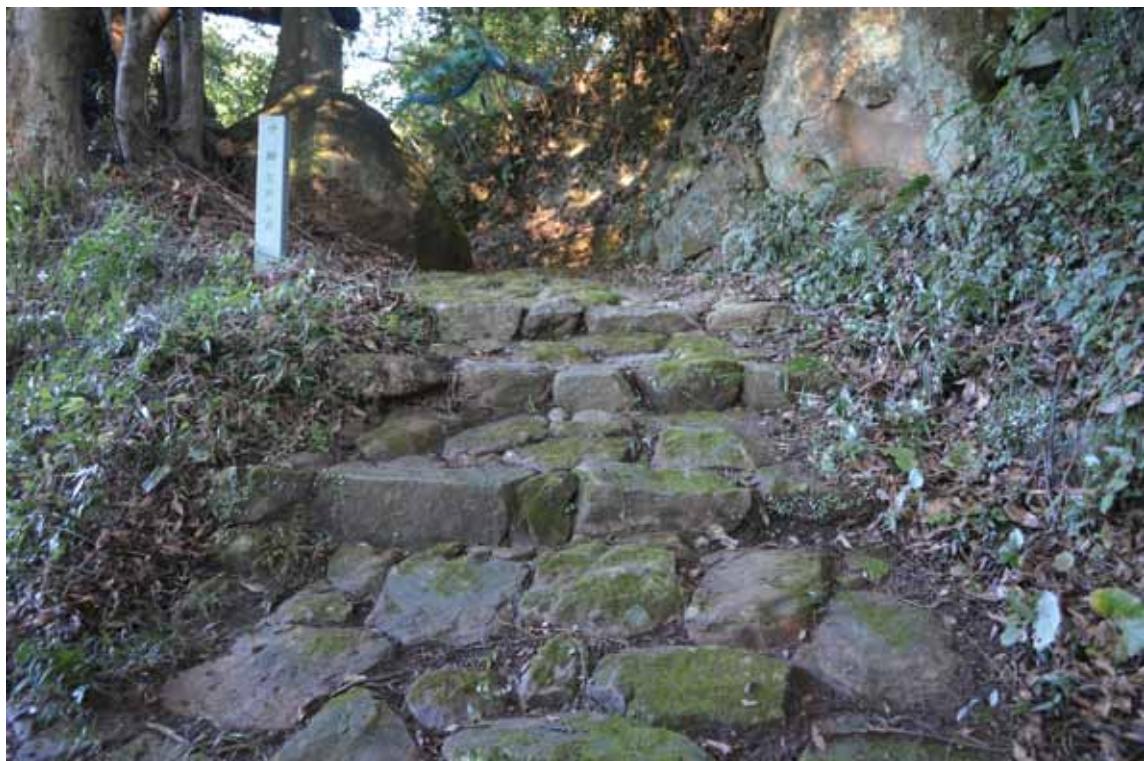
写真III-1-1 熊野参詣道中辺路① 北郡越 BIS-019-001～004 の状態



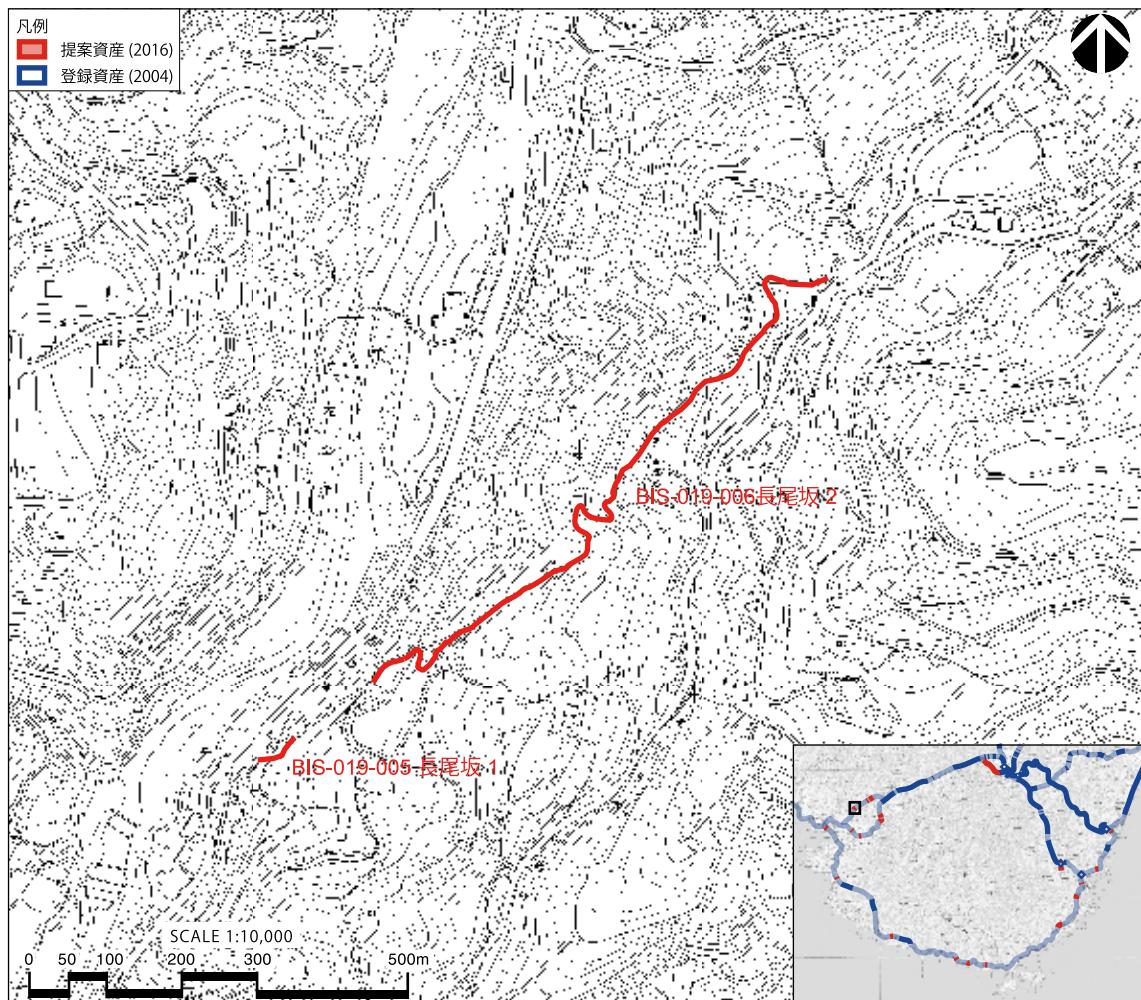
図III-1-1 熊野参詣道中辺路① 北郡越 BIS-019-001～004 の位置

② 長尾坂 BIS-019-005・006 506m(図III-1-2、写真III-1-2)

長尾坂は、中辺路の峠越え経路のうち、谷部から北向きの斜面を登る区間である。1985～1987年に発掘調査が実施されて、近世の石畳道が検出された。なお、発掘調査の成果に基づき、1987年にはこの区間の一部である約200mについて、石畳道の復原整備が行われた。



写真III-1-2 熊野参詣道中辺路② 長尾坂 BIS-019-005・006 の状態



図III-1-2 熊野参詣道中辺路② 長尾坂 BIS-019-005・006 の位置

③ 潮見峠越 BIS-019-007・008 1,803m(図III-1-3、写真III-1-3)

潮見峠越は、中辺路の峠越え経路のうち捻木峠から最頂部の潮見峠に至る東向きの山腹にある緩斜面の区間である。捻木峠付近約90mの区間は、1987年に石畳道の復原整備が行われた。この区間の復原整備された範囲以外は、土道で旧状が良好に保存されている。



写真III-1-3 熊野参詣道中辺路③ 潮見峠越 BIS-019-007・008 の状態

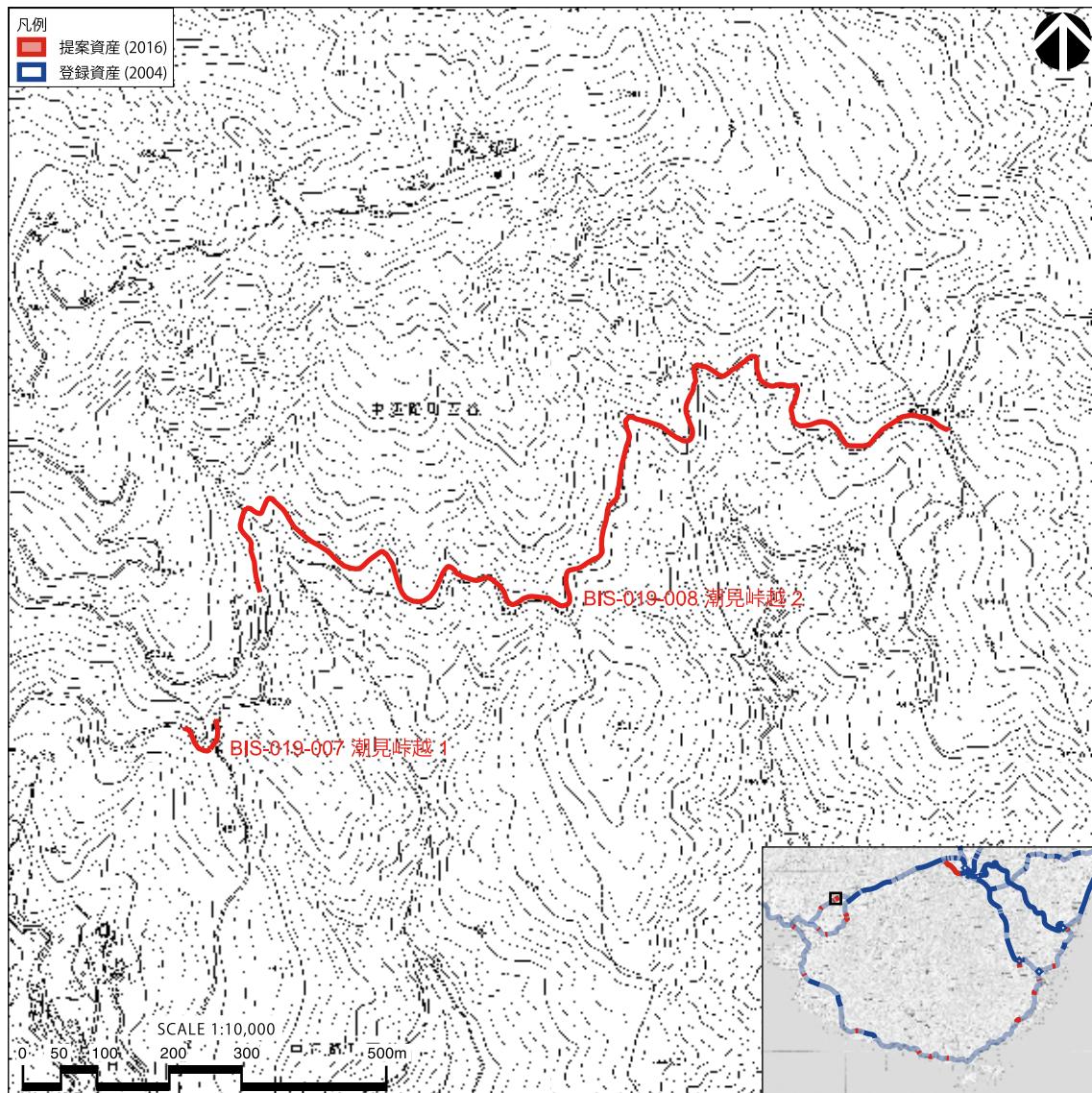


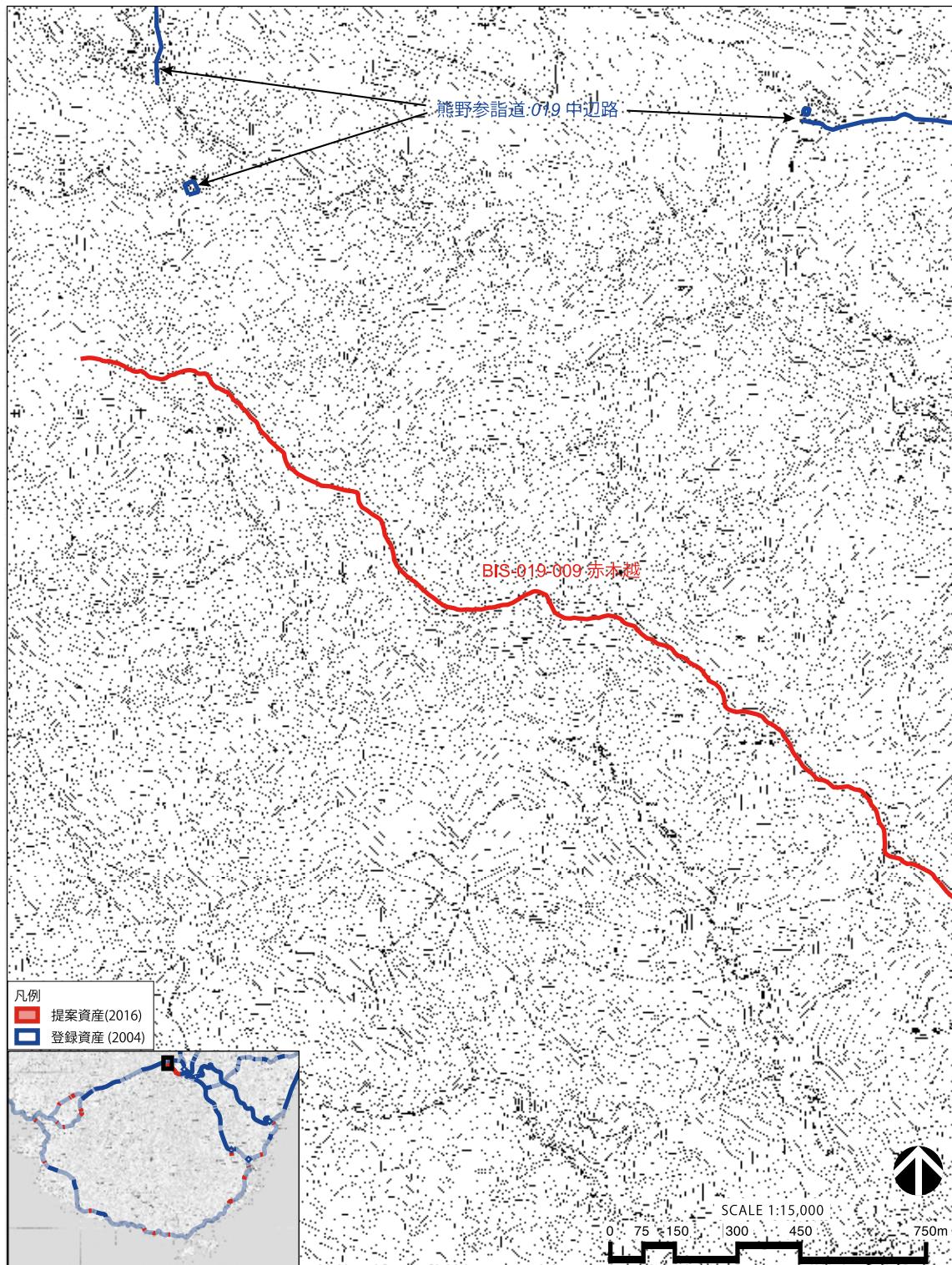
図 III-1-3 熊野参詣道中辺路③ 潮見峠越 BIS-019-007・008 の位置

④ 赤木越 BIS-019-009 5,229m(図III-1-4・5、写真III-1-4)

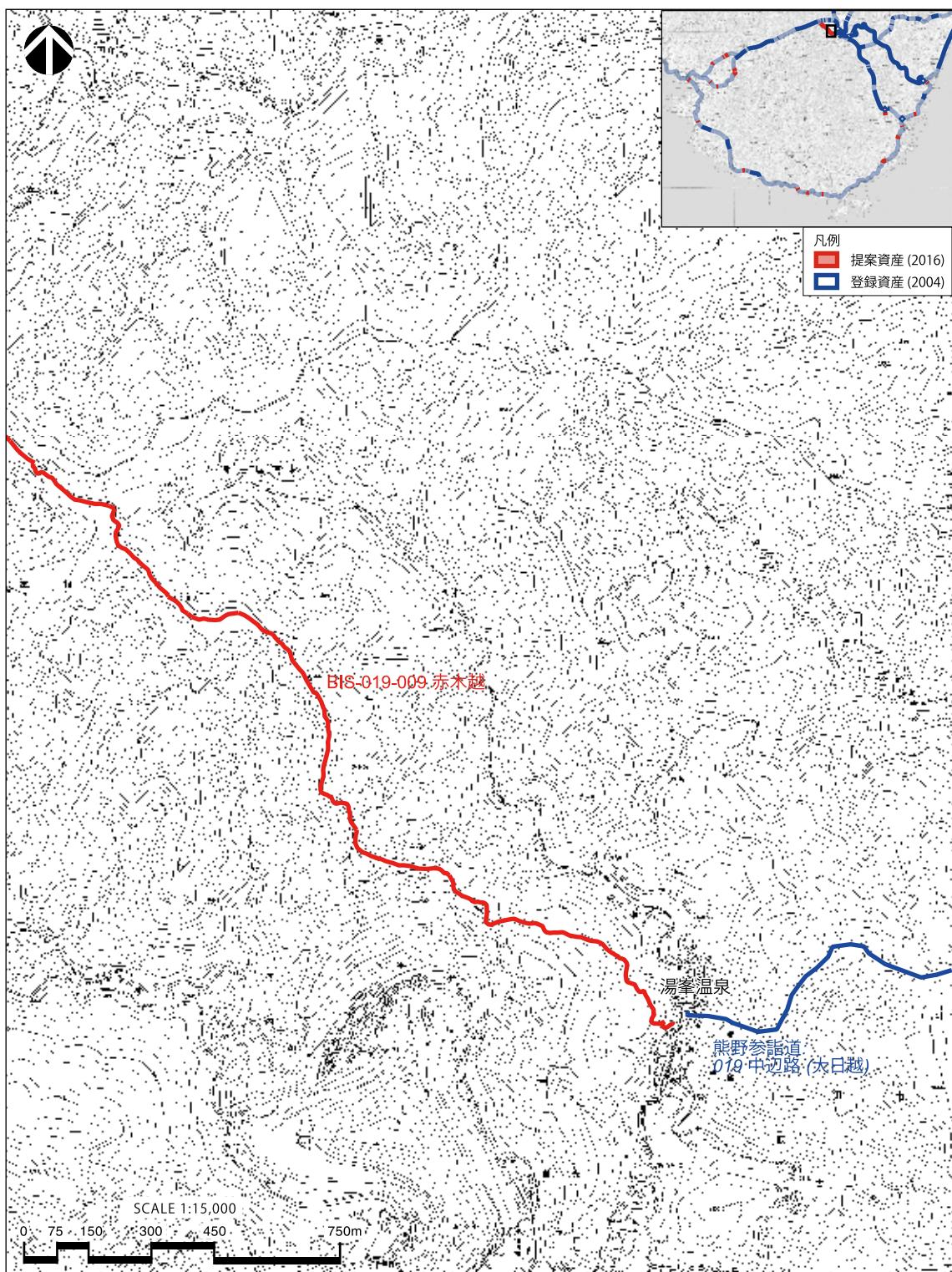
赤木越は、構成資産の大日越を経て霊場熊野三山の一つである熊野本宮大社へ向かうために湯峯温泉へと至る経路で、尾根筋を東行して急激な坂道を下る区間である。坂道の区間の一部には、近世に敷設された石畳道が遺存する。1960年代までは尾根上に民家があったため生活道路として利用されていたが、旧状が良好に保存されている。



写真III-1-4 熊野参詣道中辺路④ 赤木越 BIS-019-009 の状態



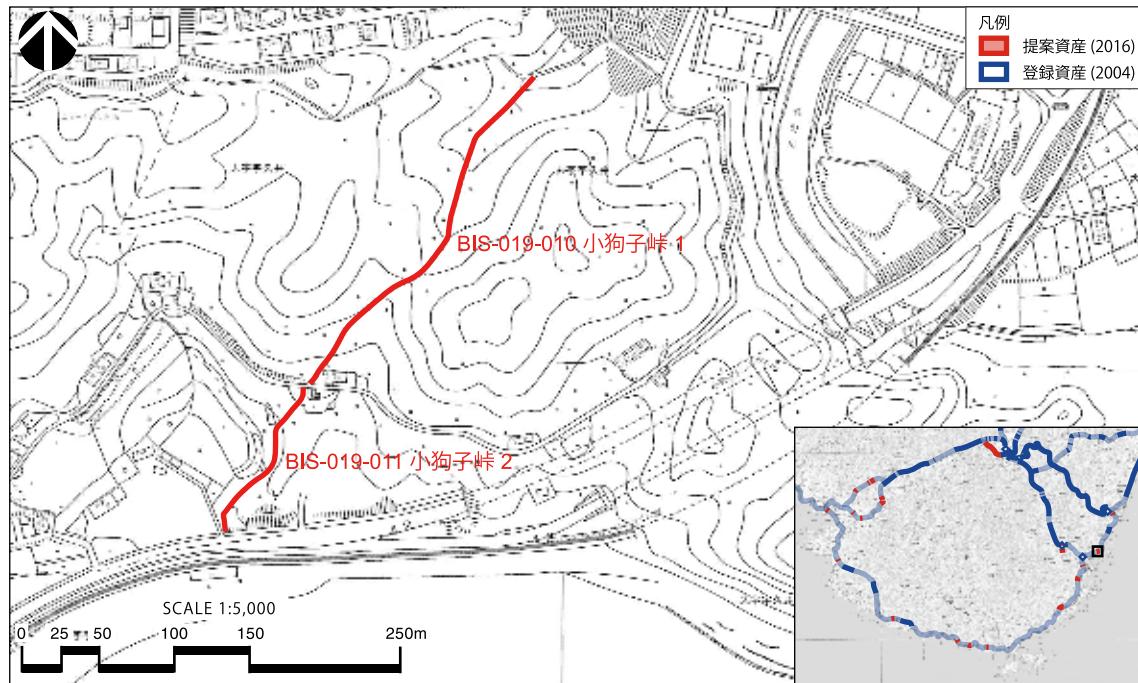
図III-1-4 熊野参詣道中辺路④ 赤木越 BIS-019-009 の位置（1）



図III-1-5 熊野参詣道中辺路④ 赤木越 BIS-019-009 の位置（2）

⑤ 小狗子峠 BIS-019-010・011 425m(図III-1-6、写真III-1-5)

小盒子峠は、靈場熊野三山である熊野速玉大社から熊野那智大社へと向かう海岸沿いの経路のうち、山塊の谷間にある切通しの区間である。切通しの前後の斜面部分には、近世に敷設された石畳道が遺存しており、旧状が良好に保存されている。



図III-1-6 熊野参詣道中辺路⑤ 小盒子峠 BIS-019-010・011 の位置



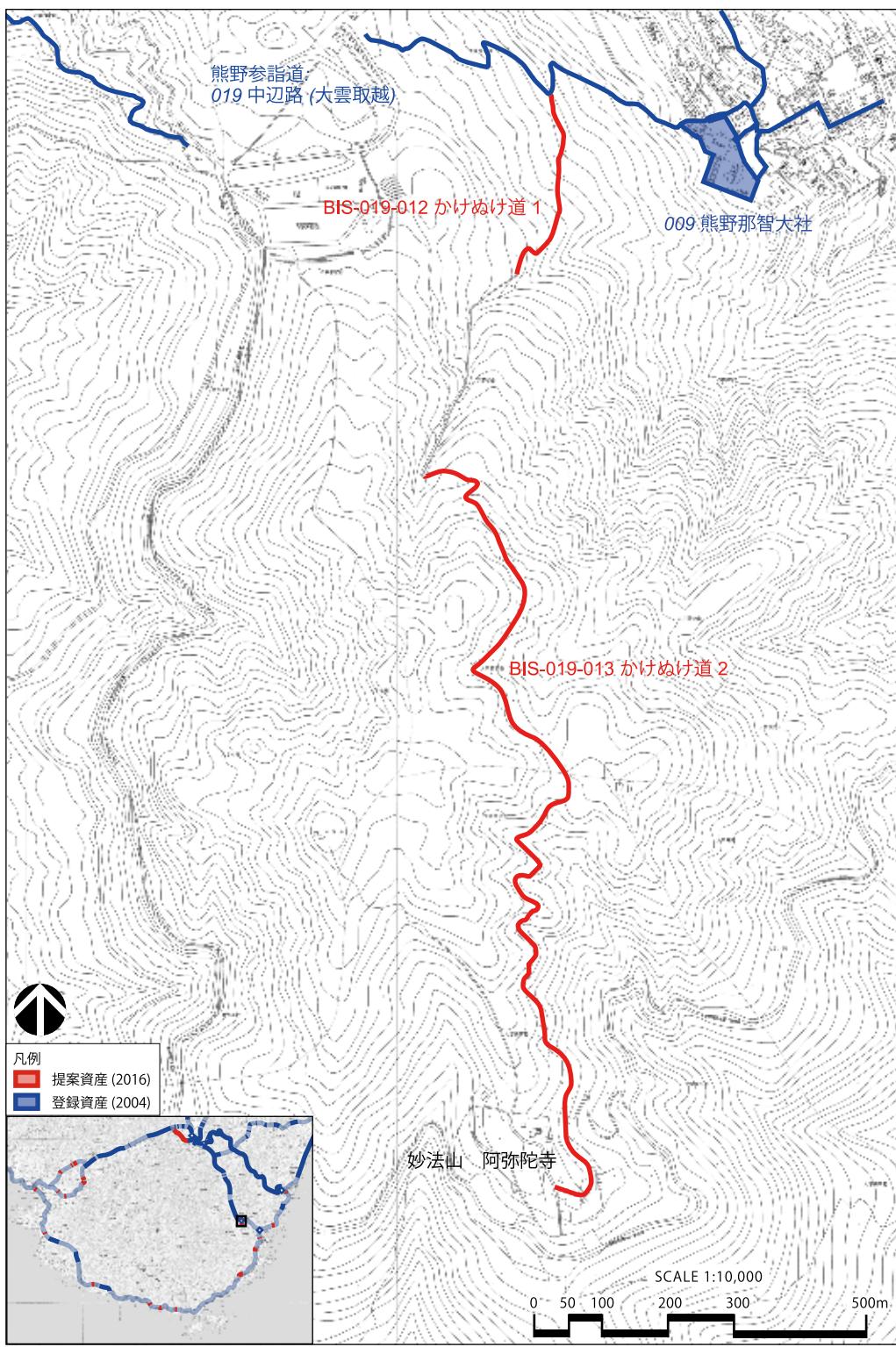
写真Ⅲ-1-5 熊野参詣道中辺路⑤ 小狗子峠 BIS-019-010・011 の状態

⑥ かけぬけ道 BIS-019-012・013 1,916m(図III-1-7、写真III-1-6)

かけぬけ道は、熊野那智大社から熊野本宮大社へと向かう登録範囲の参詣道から分岐して、霊場熊野三山の一つの熊野那智大社から妙法山阿弥陀寺へ向かう区間である。経路の一部の区間は、2011 年の台風水害により流失してしまったが、その他の範囲では斜面部の石階段と平坦部の土道と沿道には道標である丁石の大半が、現在も遺存している。かけぬけ道は、中世の絵図にも図示されており、その線形及び路面状態の旧状が良好に保存されていることを確認した。



写真III-1-6 熊野参詣道中辺路⑥ かけぬけ道 BIS-019-012・013 の状態



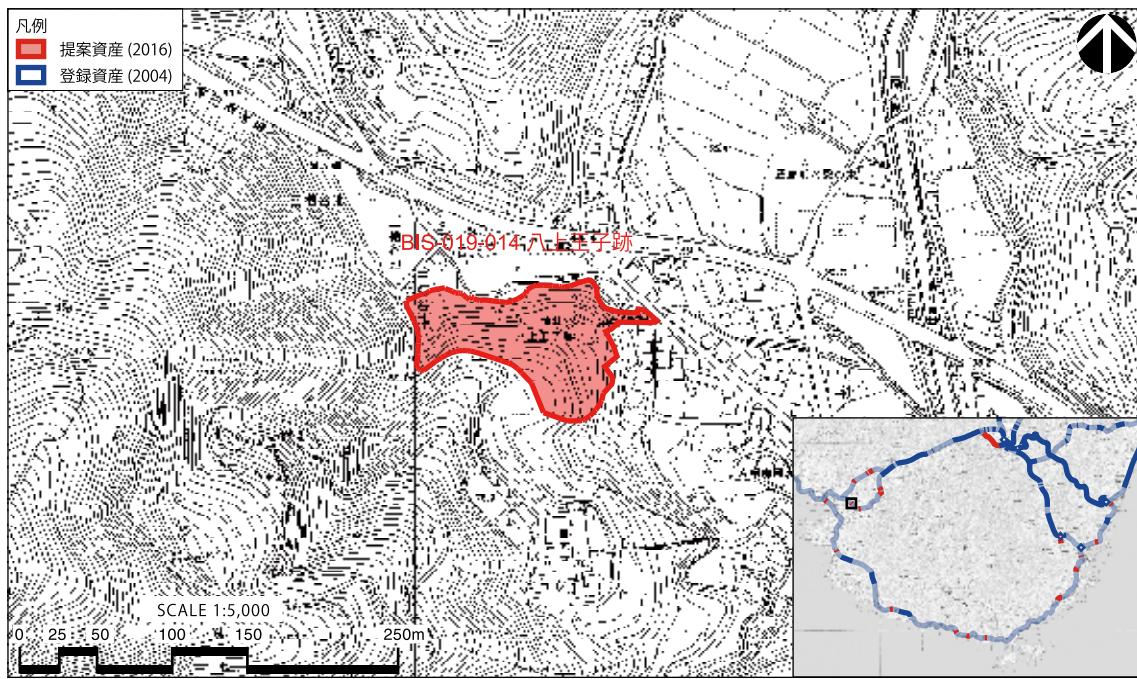
図III-1-7 熊野参詣道中辺路⑥ かけぬけ道 BIS-019-012・013 の位置

⑦ 八上王子跡 BIS-019-014（図III-1-8、写真III-1-7）

八上王子跡は、富田川支流沿いの谷地形の奥まった山塊麓に位置する。八上王子は、13世紀後半の絵画史料に登場し、王子跡現地には17世紀の手水鉢も遺存する。2014年の測量によって、19世紀の地籍図と現境内地を照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



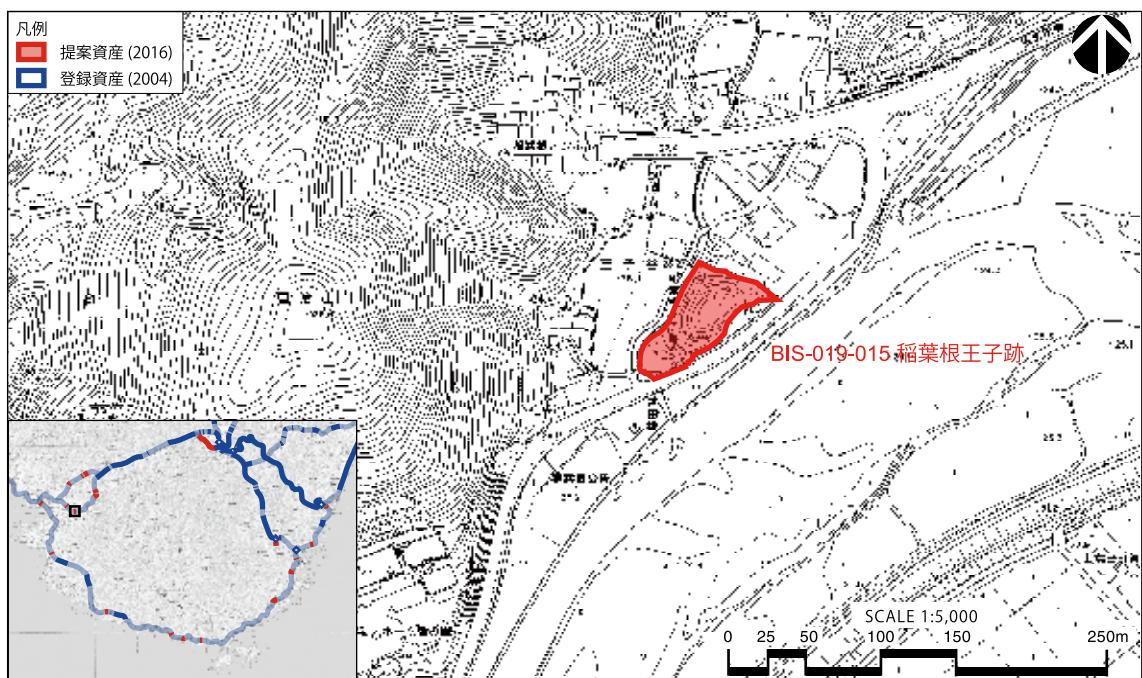
写真III-1-7 熊野参詣道中辺路⑦ 八上王子跡 BIS-019-014 の状態



図III-1-8 熊野参詣道中辺路⑦ 八上王子跡 BIS-019-014 の位置

⑧ 稲葉根王子跡 BIS-019-015（図III-1-9、写真III-1-8）

稻葉根王子跡は、富田川中流域の右岸の独立丘陵裾部に位置する。稻葉根王子は、王子の中でも格式の高い五体王子に数えられるものの、19世紀後半に他の神社に合祀されたため、近世の石列が遺存しているだけである。しかしながら、2014年の測量によって、19世紀の地籍図と現境内地を照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



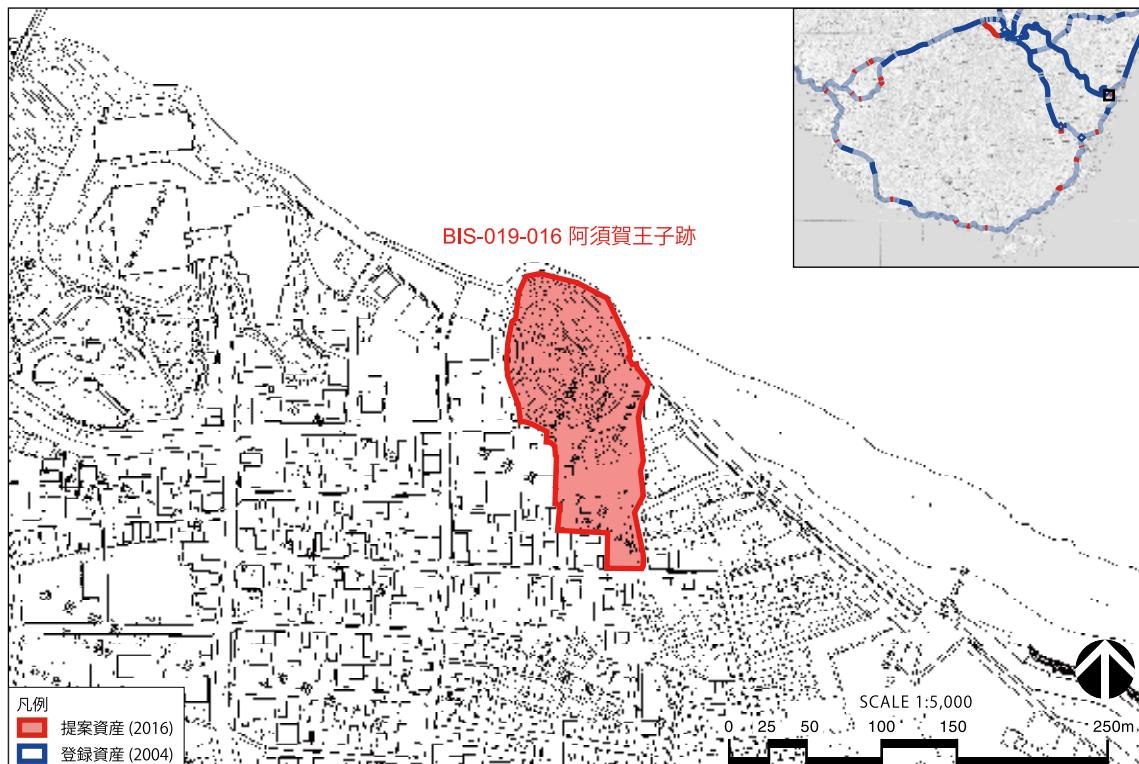
図III-1-9 熊野参詣道中辺路⑧ 稲葉根王子跡 BIS-019-015 の位置



写真III-1-8 熊野参詣道中辺路⑧ 稲葉根王子跡 BIS-019-015 の状態

⑨ 阿須賀王子跡 BIS-019-016 (図III-1-10、写真III-1-9)

阿須賀王子跡は、熊野川河口近くの右岸の蓬萊山と呼ばれる独立山塊を後背とした地点に所在する。1960年に蓬萊山で実施された発掘調査で御正体埋納遺構が発見され、「安須賀」の名称と14世紀に遡る出土遺物が確認された。第二次世界大戦の戦火で境内の建造物は焼失したもの、17世紀の絵図と現地を照合したところ、その範囲が良好に遺存していることを確認した。



図III-1-10 熊野参詣道中辺路⑨ 阿須賀王子跡 BIS-019-016 の位置

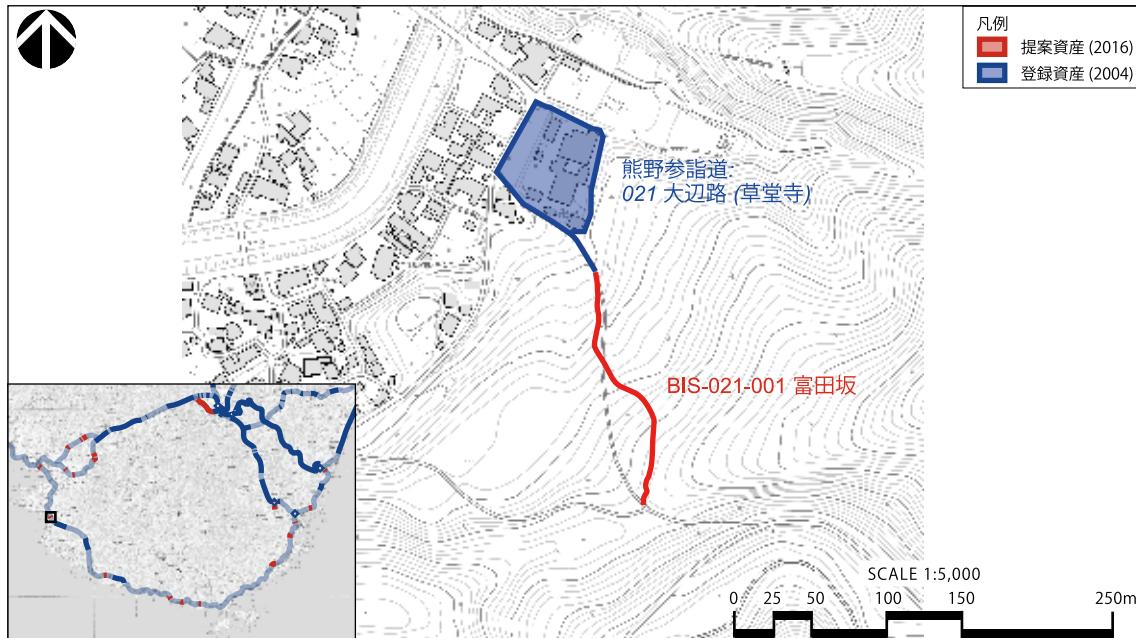


写真Ⅲ-1-9 熊野参詣道中辺路⑨ 阿須賀王子跡 BIS-019-016 の状態

【熊野参詣道 大辺路 021】

① 富田坂 BIS-021-001 165m(図III-1-11、写真III-1-10)

富田坂は、登録範囲である草堂寺とその横の参詣道の区間から連続する緩やかな斜面の区間である。沿道には一里塚松跡が遺存する。2011年の地籍調査で道幅を確定した。



図III-1-11 熊野参詣道大辺路① 富田坂 BIS-021-001 の位置



写真III-1-10 熊野参詣道大辺路① 富田坂 BIS-021-001 の状態

② タオの峠 BIS-021-002 417m(図III-1-12、写真III-1-11)

タオの峠は、海岸沿いから和深川により開削された谷へと抜けるために、丘陵に挟まれた谷間を通り、緩やかな曲線を描く区間である。2014 年の測量によって、19 世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。

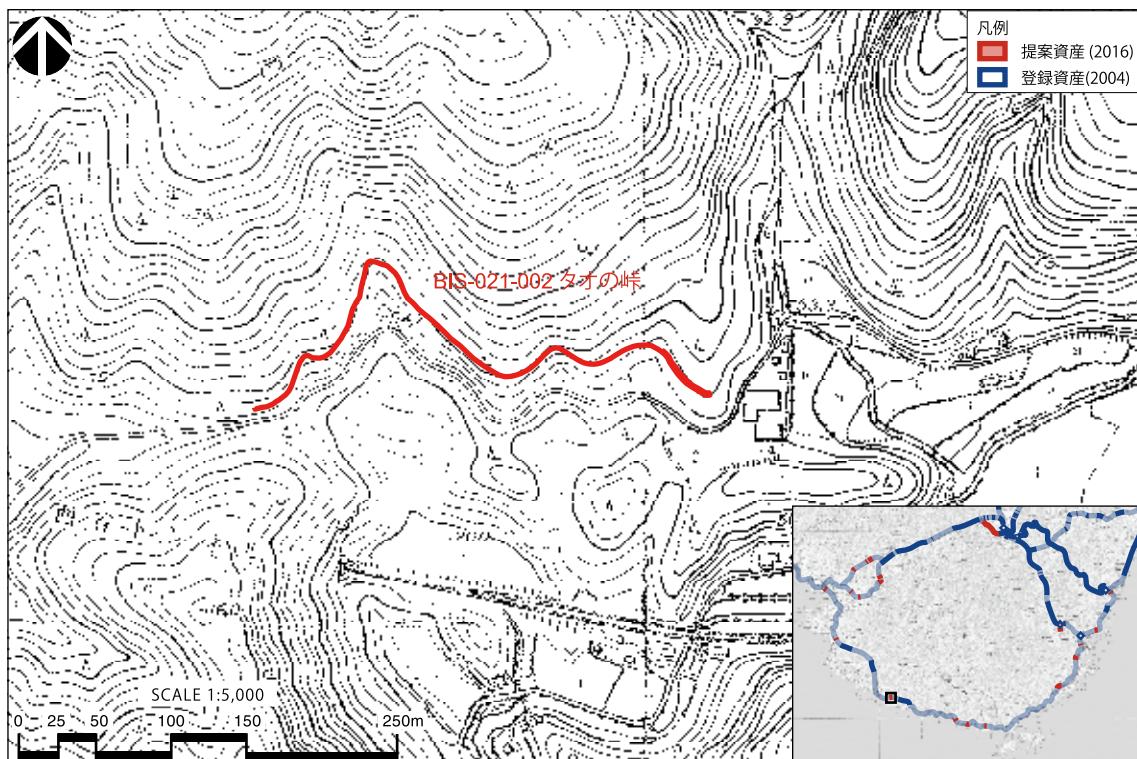


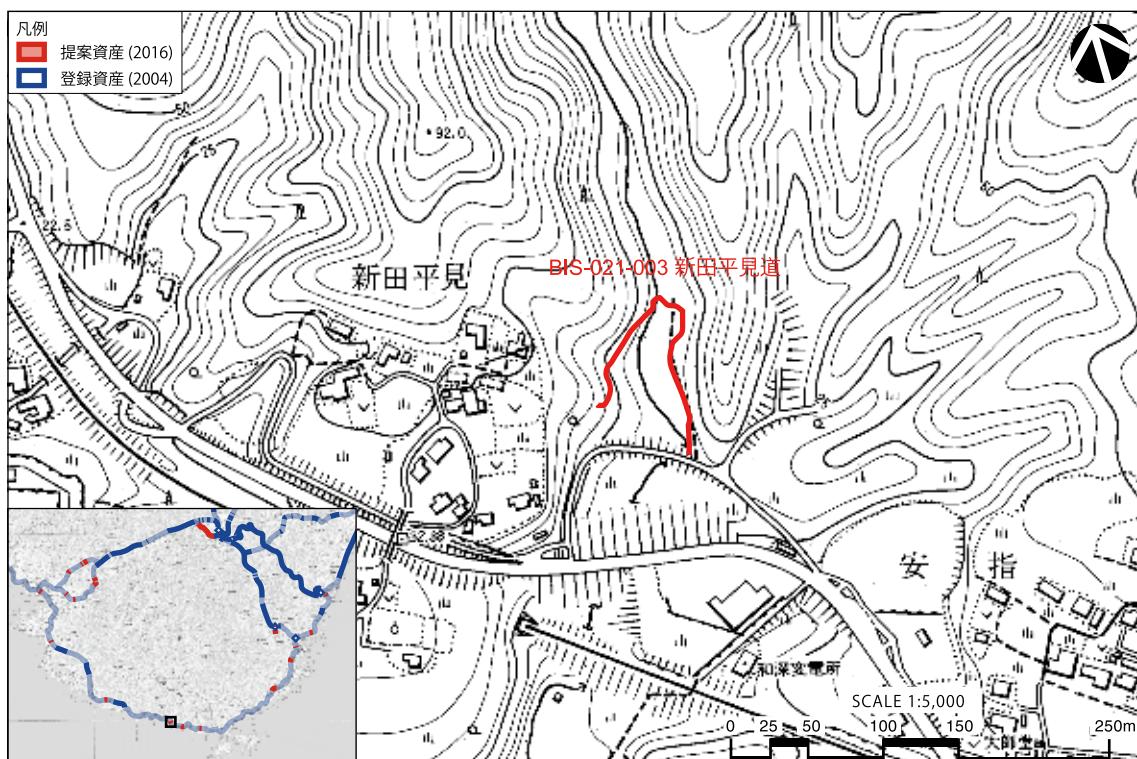
図 III-1-12 熊野参詣道大辺路② タオの峠 BIS-021-002 の位置



写真Ⅲ-1-11 熊野参詣道大辺路② タオの峠 BIS-021-002 の状態

③ 新田平見道 BIS-021-003 227m(図III-1-13、写真III-1-12)

新田平見道は、海岸付近でプレートの沈み込みにより押し上げや氷河性の海水準変動によって形成された「平見」と呼称される海岸段丘から小河川へ下る斜面とその小河川沿いを南下する区間である。段丘から谷へと下る70mの区間には、近世に敷設された石階段が遺存する。2014年の測量によって、19世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



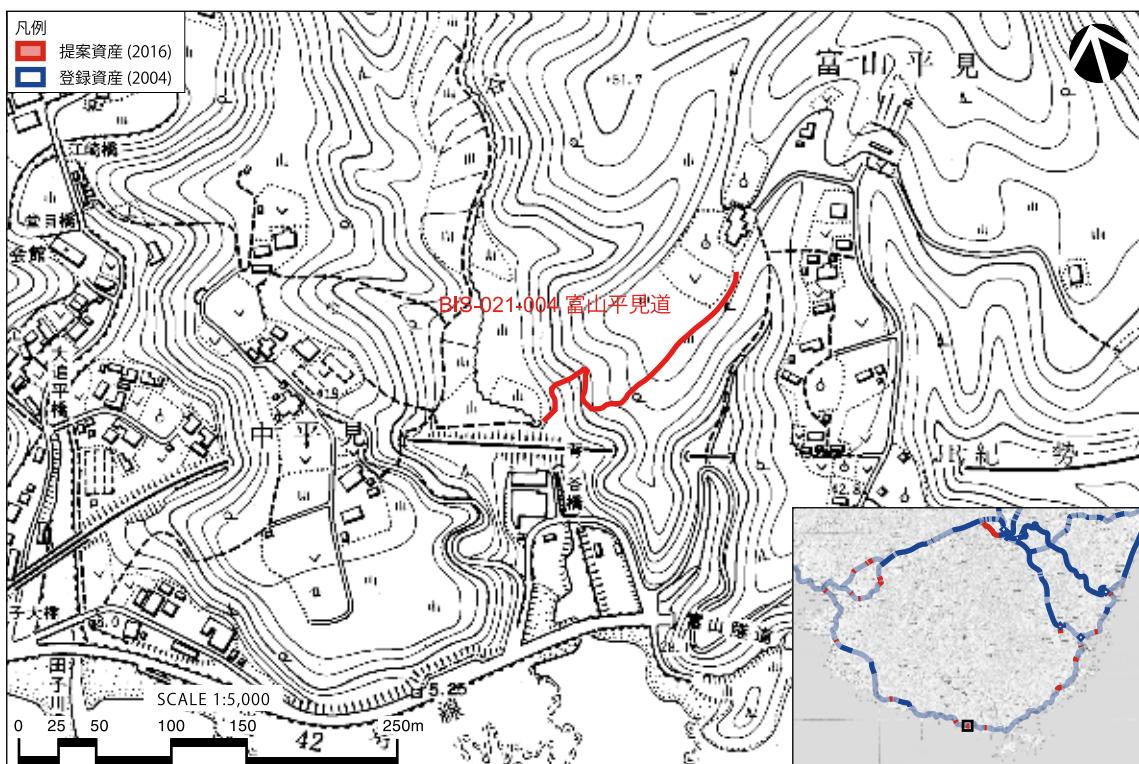
図III-1-13 熊野参詣道大辺路③ 新田平見道 BIS-021-003 の位置



写真Ⅲ-1-12 熊野参詣道大辺路③ 新田平見道 BIS-021-003 の状態

④ 富山平見道 BIS-021-004 214m(図III-1-14、写真III-1-13)

富山平見道は、小河川の河口部から平見と呼称される海岸段丘へと上がる斜面とその段丘上の区間である。斜面部分には50段以上の石段と段丘上部分には60mにわたり掘割状の道が遺存する。2014年の測量によって、19世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、路面の石畳は一部流出しているが、道筋・道幅の旧状が良好に保存されていることを確認した。



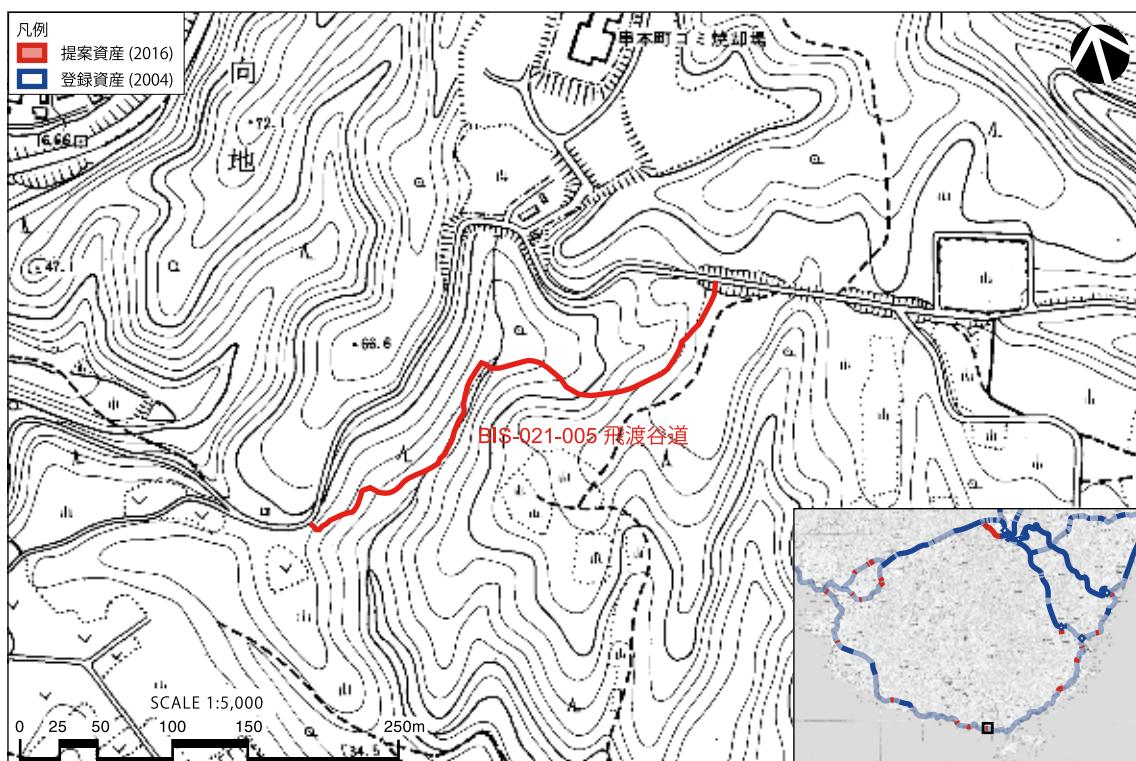
図III-1-14 熊野参詣道大辺路④ 富山平見道 BIS-021-004 の位置



写真III-1-13 熊野参詣道大辺路④ 富山平見道 BIS-021-004 の状態

⑤ 飛渡谷道 BIS-021-005 387m(図III-1-15、写真III-1-14)

飛渡谷道は、海岸沿いの山塊の丘陵部から一旦谷部を下ったのち小河川沿いを通り、再び丘陵を登る区間である。小河川沿いの30mの区間に、近世に敷設された石畳が遺存している。2014年の測量によって、19世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



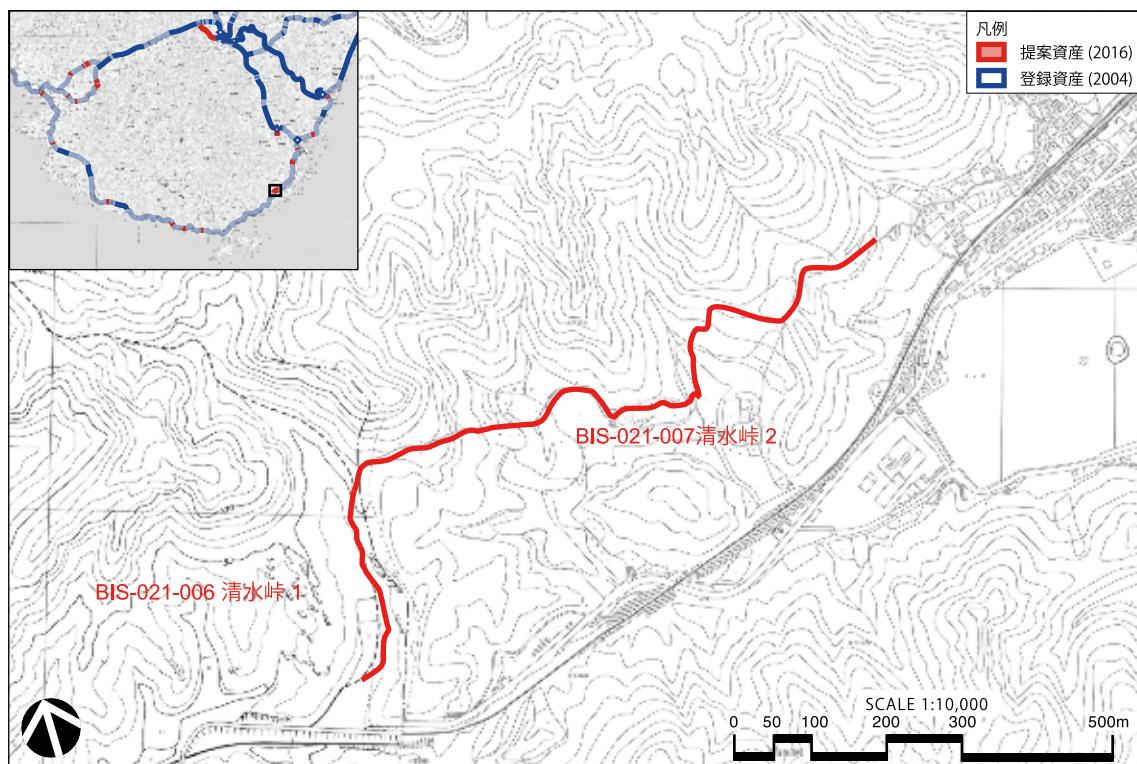
図III-1-15 熊野参詣道大辺路⑤ 飛渡谷道 BIS-021-005 の位置



写真Ⅲ-1-14 熊野参詣道大辺路⑤ 飛渡谷道 BIS-021-005 の状態

⑥ 清水峠 BIS-021-006・007 1,732m(図Ⅲ-1-16、写真Ⅲ-1-15)

清水峠は、奥熊野と口熊野の境界にあたる山塊に挟まれた谷間を通る峠越えの区間である。峠越えの部分は切通しになっており、その付近の約 90m の区間は近世に敷設された石階段が遺存している。2014 年の測量によって、19 世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



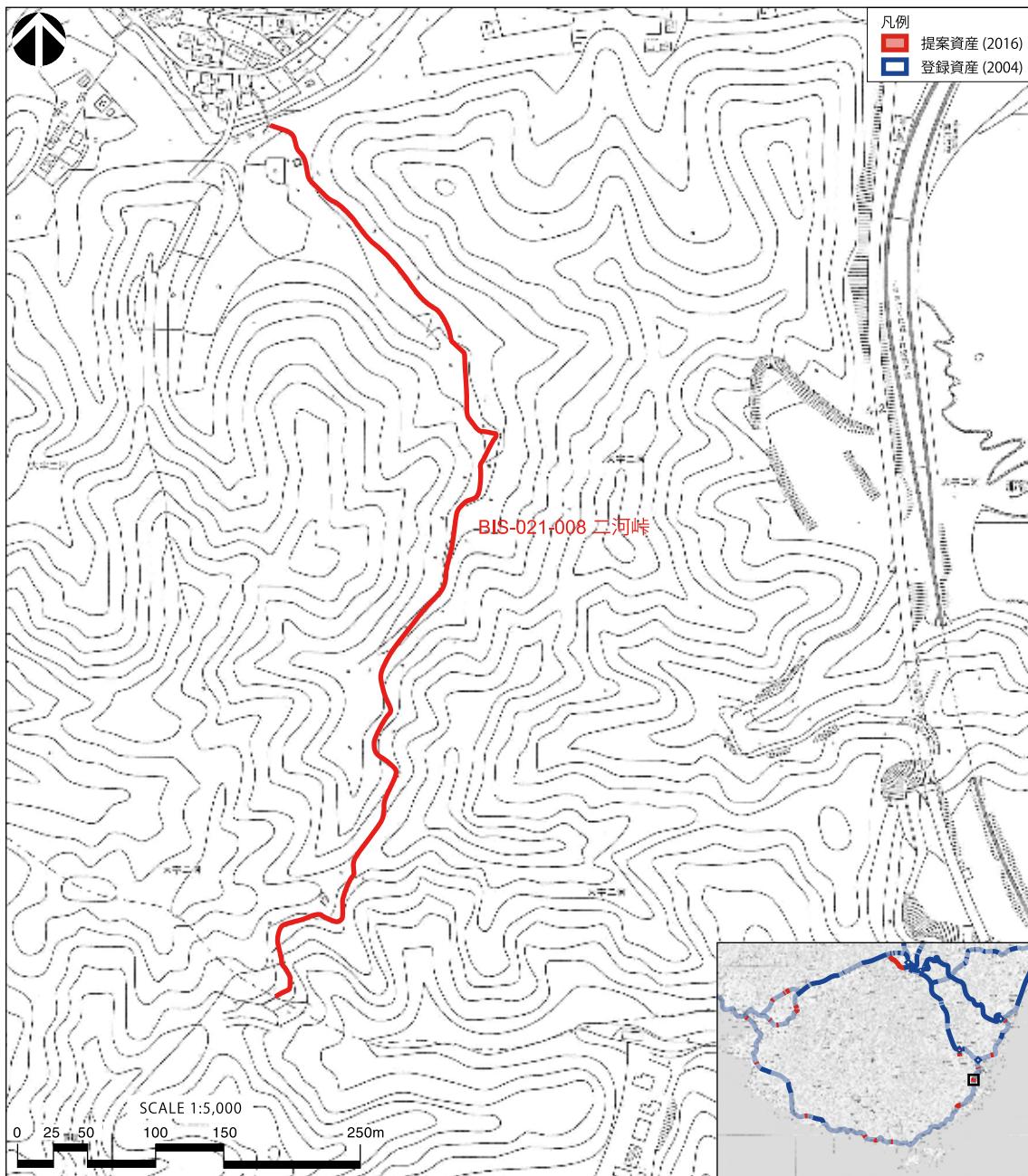
図III-1-16 熊野参詣道大辺路⑥ 清水峠 BIS-021-006・007 の位置



写真III-1-15 熊野参詣道大辺路⑥ 清水峠 BIS-021-006・007 の状態

⑦ 二河峠 BIS-021-008 864m(図III-1-17、写真III-1-16)

二河峠は、車道により寸断されたため登り口は残存していないが、峠の切通しと二河川へと緩やかに下る小河川沿いの斜面の区間である。19世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



図III-1-17 熊野参詣道大辺路⑦ 二河峠 BIS-021-008 の位置



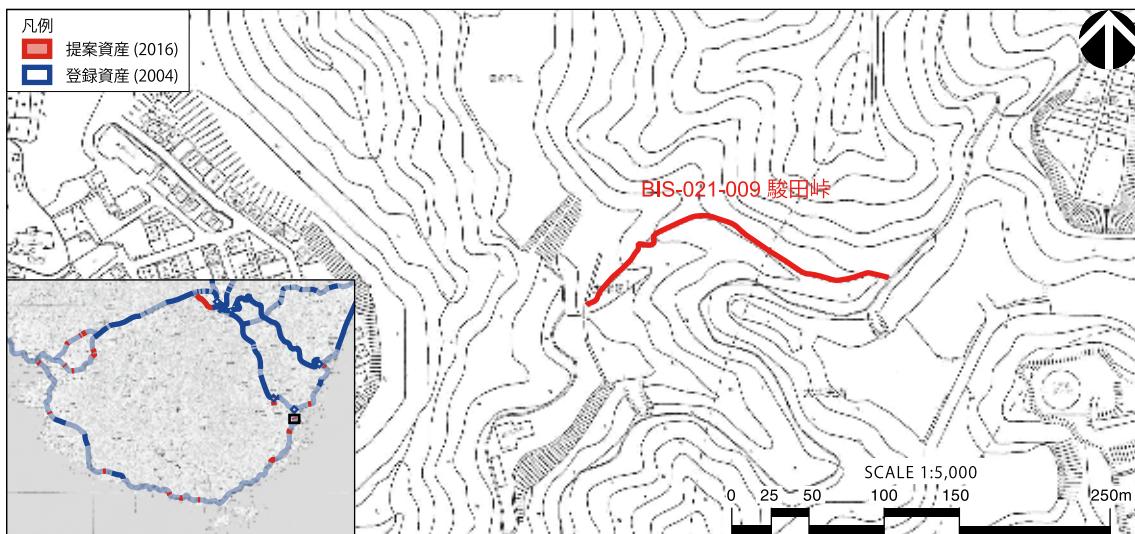
写真Ⅲ-1-16 熊野参詣道大辺路⑦ 二河峠 BIS-021-008 の状態



写真Ⅲ-1-17 熊野参詣道大辺路⑧ 駿田峠 BIS-021-009 の状態

⑧ 駿田峠 BIS-021-009 237m(図III-1-18、写真III-1-17)

駿田峠は、丘陵の谷間に開削された区間で、丘陵斜面に石階段が10m程度遺存している。19世紀の地籍図と現地を厳密に照合したところ、旧状が良好に保存されていることを確認した。



図III-1-18 熊野参詣道大辺路⑧ 駿田峠 BIS-021-009 の位置

⑨ とうけい
鬪雞神社 BIS-021-010 (図III-1-19、写真III-1-18)

鬪雞神社は、中辺路と大辺路が分岐する田辺東部の独立丘陵である仮庵山北麓に所在する。後述する(1)～(4)で、鬪雞神社と熊野三山との密接な関係性を示す。(1)17世紀の絵図によると、熊野三山のうち熊野本宮大社の1889年に流出する以前の社殿配置と鬪雞神社のそれが共通する、(2)鬪雞神社の旧名称が新熊野鬪雞權現社で名称の一部に「熊野」が含まれている、(3)熊野三所權現が勧請されている、さらに(4)境内の仮庵山に13世紀前後の経塚が発見されており、境内と経塚の位置関係が熊野三山のそれと一致する。2014年の測量によって、17世紀の絵図と現地を厳密に照合したところ、現境内の範囲と一致し、旧状が良好に保存されていることを確認した。

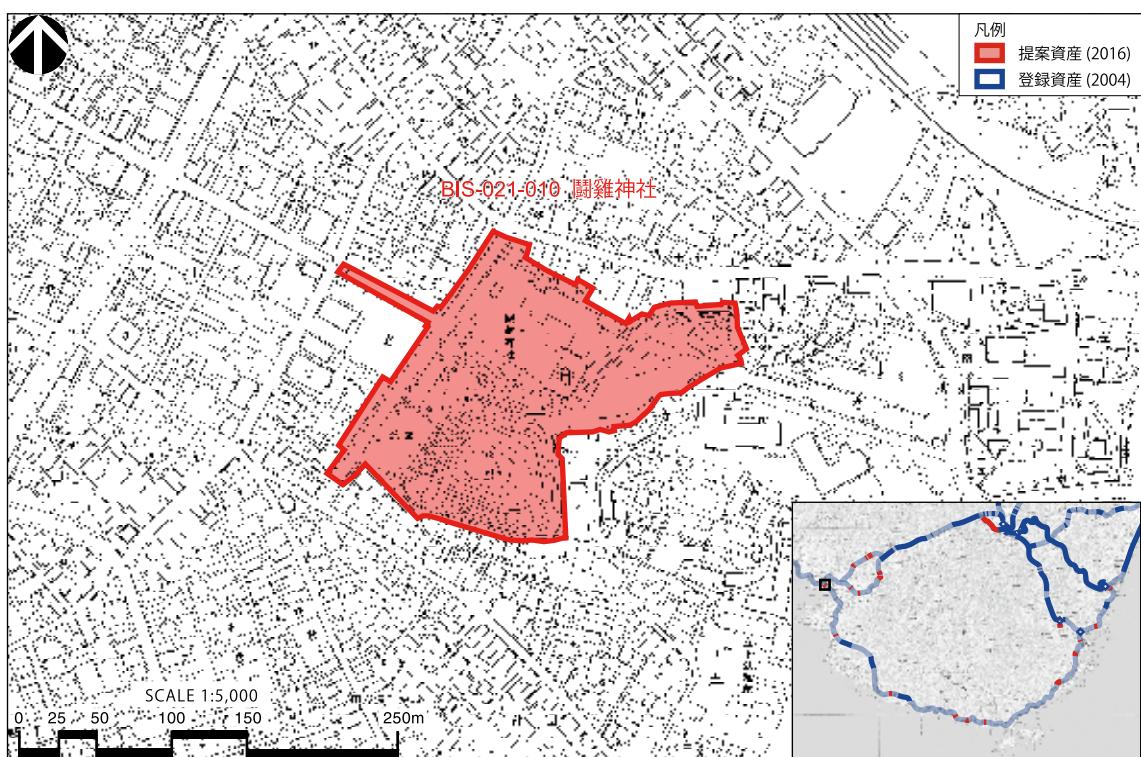


図 III-1-19 熊野参詣道大辺路⑨ 鬼雞神社 BIS-021-010 の位置



写真 III-1-18 熊野参詣道大辺路⑨ 鬼雞神社 BIS-021-010 の状態

2. 高野参詣道

2-1. 変更の主な理由

世界遺産一覧表記載後、イコモス評価書を踏まえ過去の調査を基に高野参詣道の追加調査を実施した結果、三谷坂、京大坂道不動坂、黒河道及び女人道の経路において、(i)線形、(ii)道の形状(幅及び路面高)、(iii)路面の状態、(iv)参詣道により創出された歴史的な景観が良好な状態で保存されていることが新たに判明した。一部では、(ii)道の形状(幅)や(iii)路面の状態に改変が加えられているものの、資料や物証に基づく旧状の復旧が可能であることから、将来的には登録範囲との一体性の回復が見込まれる。

上記の 4 つの観点で、変更範囲は登録範囲と密接な関係性が認められたことから、資産の真実性及び完全性をより確実なものとするため、高野参詣道の境界線の変更を行うことが適切との結論に至った。

このため、まずは変更範囲の保護を確実なものとし、登録範囲と一体的に保護を行うために、高野山町石道(023)に追加して史跡として指定するとともに、高野参詣道に名称変更して、一体的な保護措置を講じることとした。

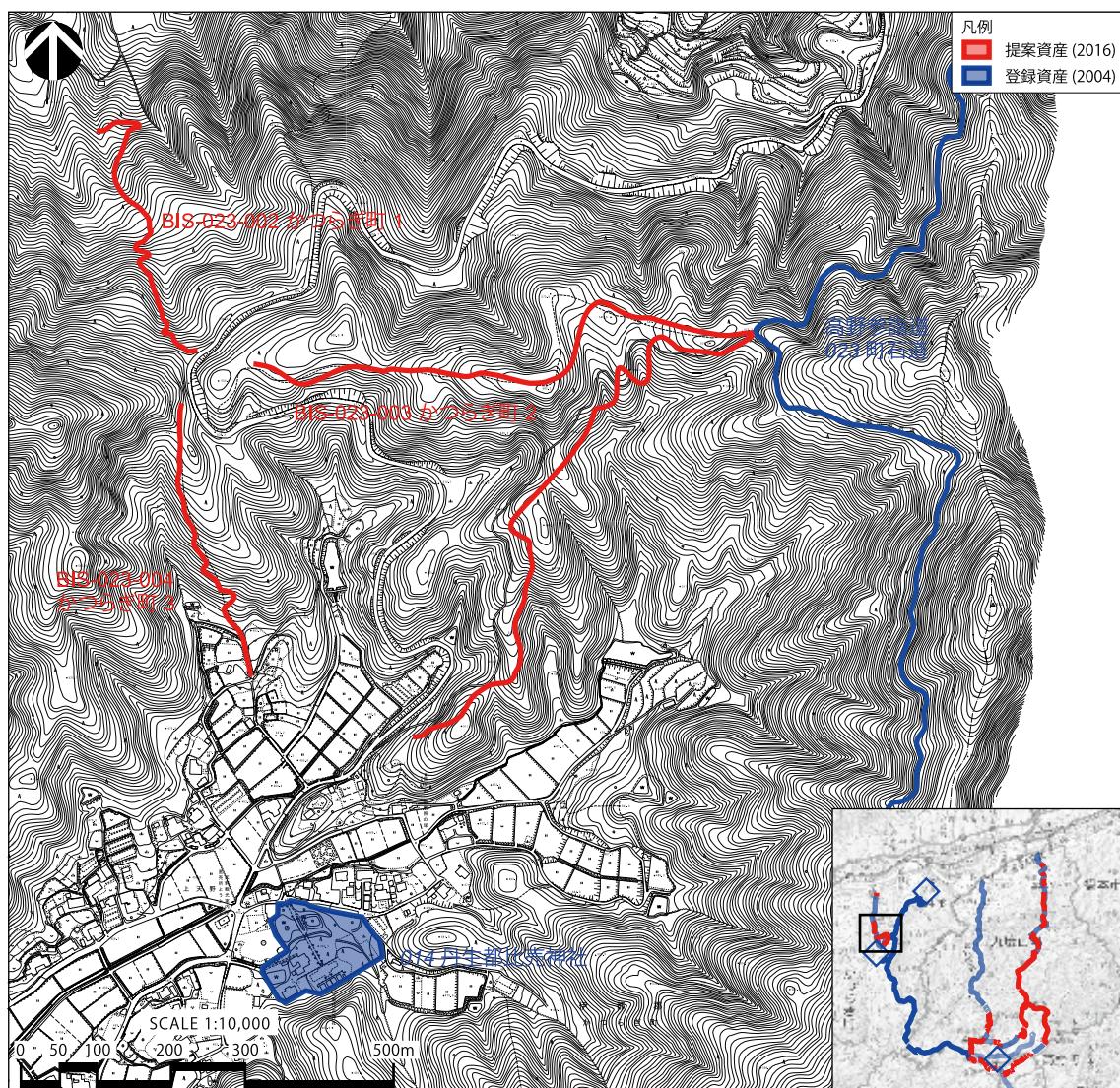
そこで、2015 年 10 月に史跡高野参詣道の範囲に追加指定し、文化財保護法による保護の措置を講じた。さらに、2015 年 11 月にも黒河道及び女人道の一部を史跡に追加指定することについて、文化庁文化審議会の答申を得ており、事務手続きを経て 2016 年 3 月に文化財保護法による保護の措置が完了することとなっている。

2-2. 変更範囲の説明

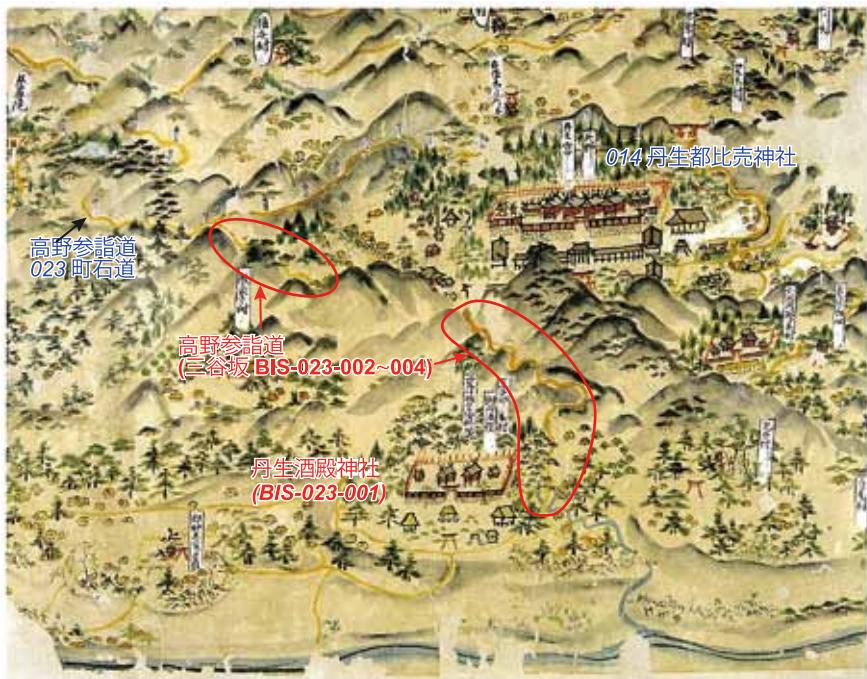
【高野参詣道 三谷坂 BIS-023-001～004】

① かつらぎ町 BIS-023-002～004 2,599m(図III-2-1・2、写真III-2-1)

三谷坂は、丹生酒殿神社から南へ 1.9km 離れた山腹斜面から始まる峠道で、峠を越えて、丹生都比売神社のある天野盆地に至る区間及びその峠と丹生都比売神社から高野参詣道町石道に合流する区間である。2014 年の測量によって、19 世紀の絵図と地籍図と現地を厳密に照合したところ、その位置を確定するだけでなく路面状態の旧状が良好に保存されていることが判明した。



図III-2-1 高野参詣道三谷坂① かつらぎ町 BIS-023-002～004 の位置



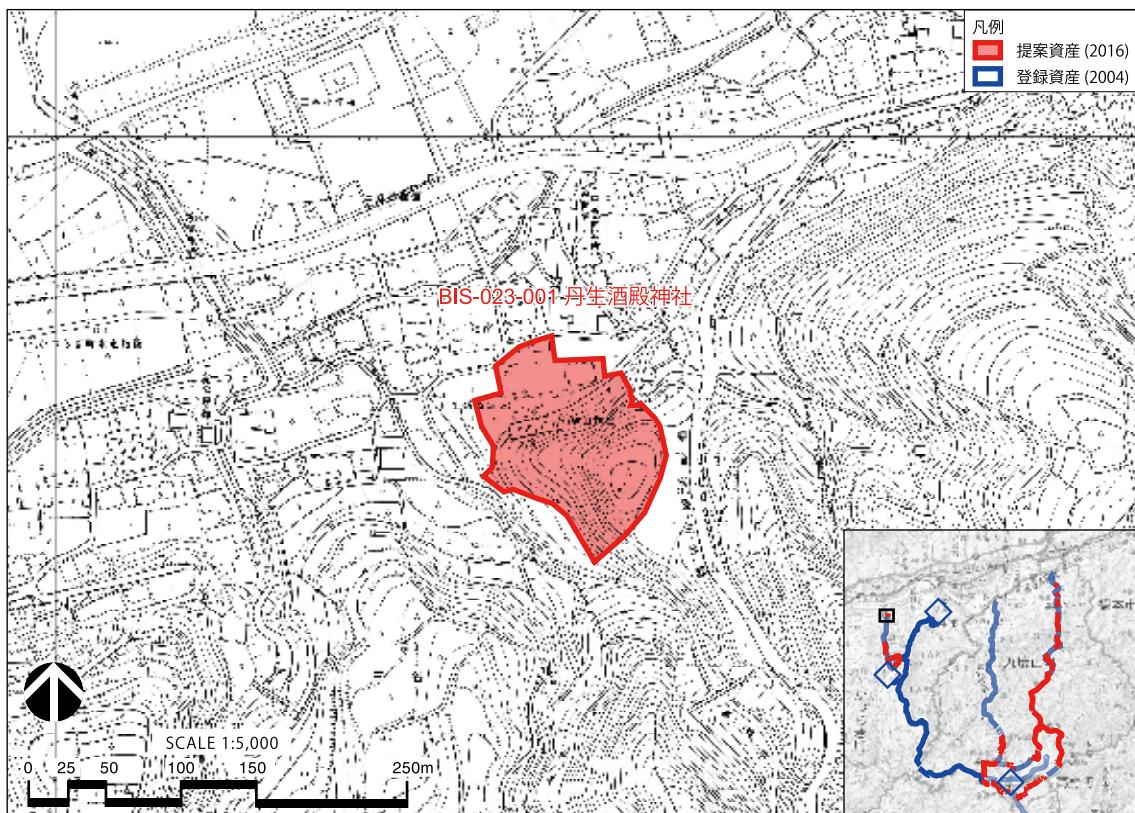
図III-2-2 天野社周辺絵図（19世紀） 三谷坂 BIS-023-001～004周辺地域



写真III-2-1 高野参詣道三谷坂① かつらぎ町 BIS-023-002～004 の状態

② 丹生酒殿神社 BIS-023-001 (図III-2-3、写真III-2-2)

丹生酒殿神社は、三谷坂の起点にあたる紀ノ川左岸山麓に所在する。丹生酒殿神社には、三谷坂の終点であり、高野山への参詣の中継地点にもあたる登録資産の丹生都比売神社と一体的な伝承が多く残されている。また、丹生酒殿神社の神主は丹生都比売神社と兼職される時期もあり、その関係性は非常に密接である。2012年と2014年の測量によって、19世紀の地籍図、絵図と現地を厳密に照合したところ、その位置を確定するだけでなく、神社境内範囲の旧状が良好に保存されていることも判明した。



図III-2-3 高野参詣道三谷坂② 丹生酒殿神社 BIS-023-001 の位置



写真Ⅲ-2-2 高野参詣道三谷坂② 丹生酒殿神社 BIS-023-001 の状態

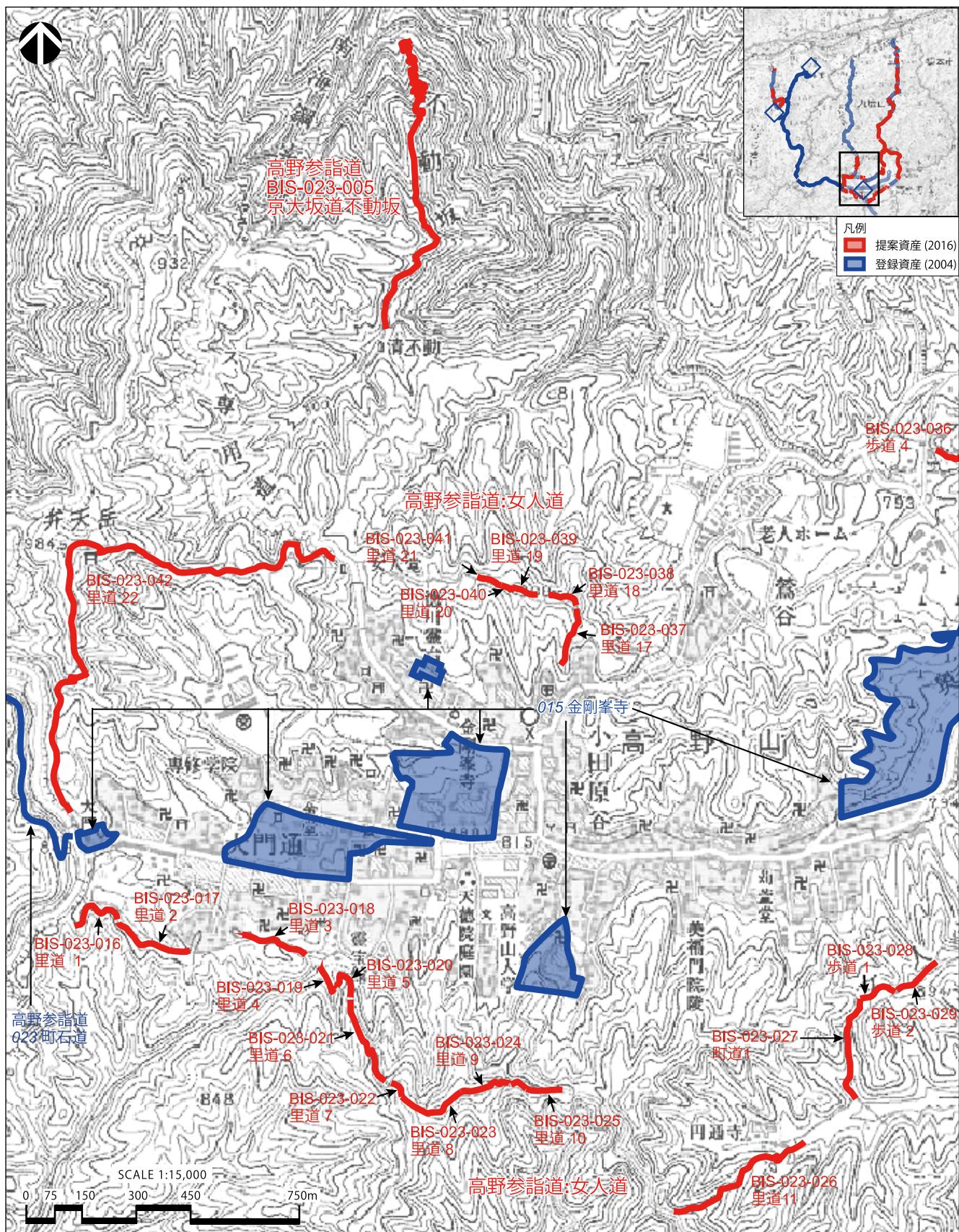
【高野参詣道 京大坂道不動坂 BIS-023-005】

① 京大坂道不動坂 BIS-023-005 1,462m(図III-2-4、写真III-2-3)

京大坂道不動坂は、京大坂道の終点である不動坂女人堂の手前の距離約 2.7km 地点から始まる山林地内にある急峻な坂道である。2012 年の測量や現地調査によって、その位置を確定するだけでなく、路面状態の旧状が良好に保存されていることも判明した。



写真III-2-3 高野参詣道京大坂道不動坂 BIS-023-005 の状態

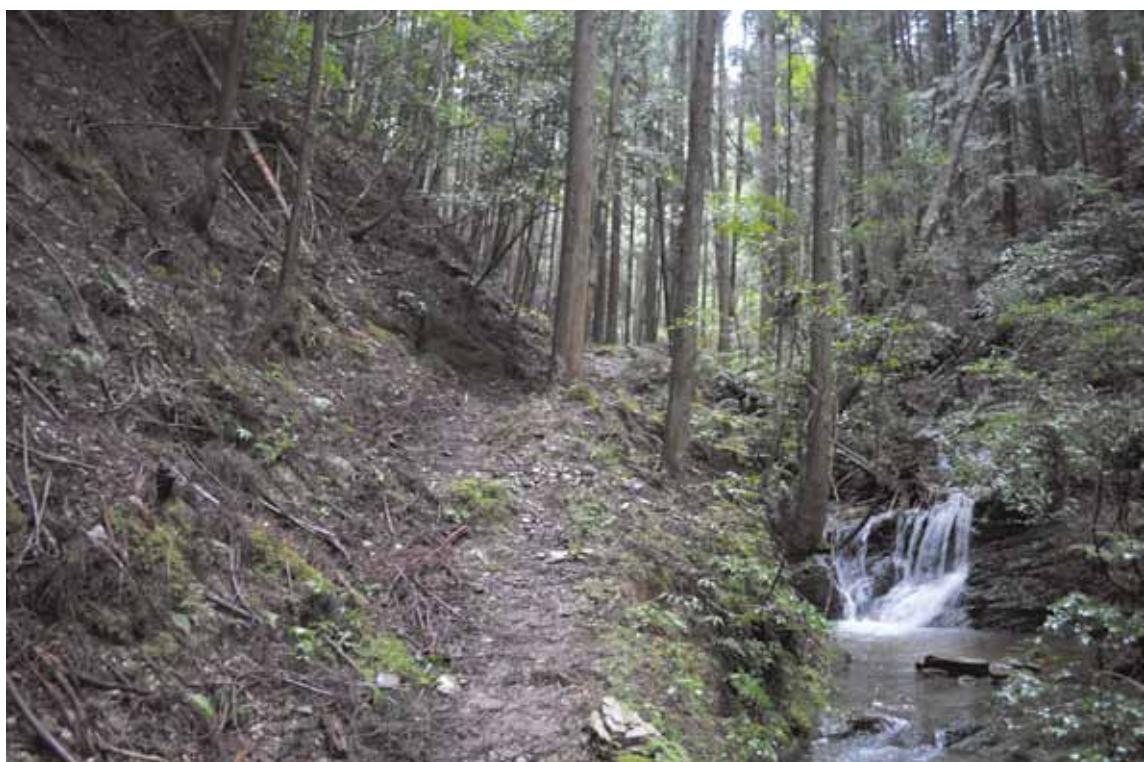


図III-2-4 高野参詣道京大坂道不動坂 BIS-023-005 及び
女人道 BIS-023-016~29、036~42 の位置

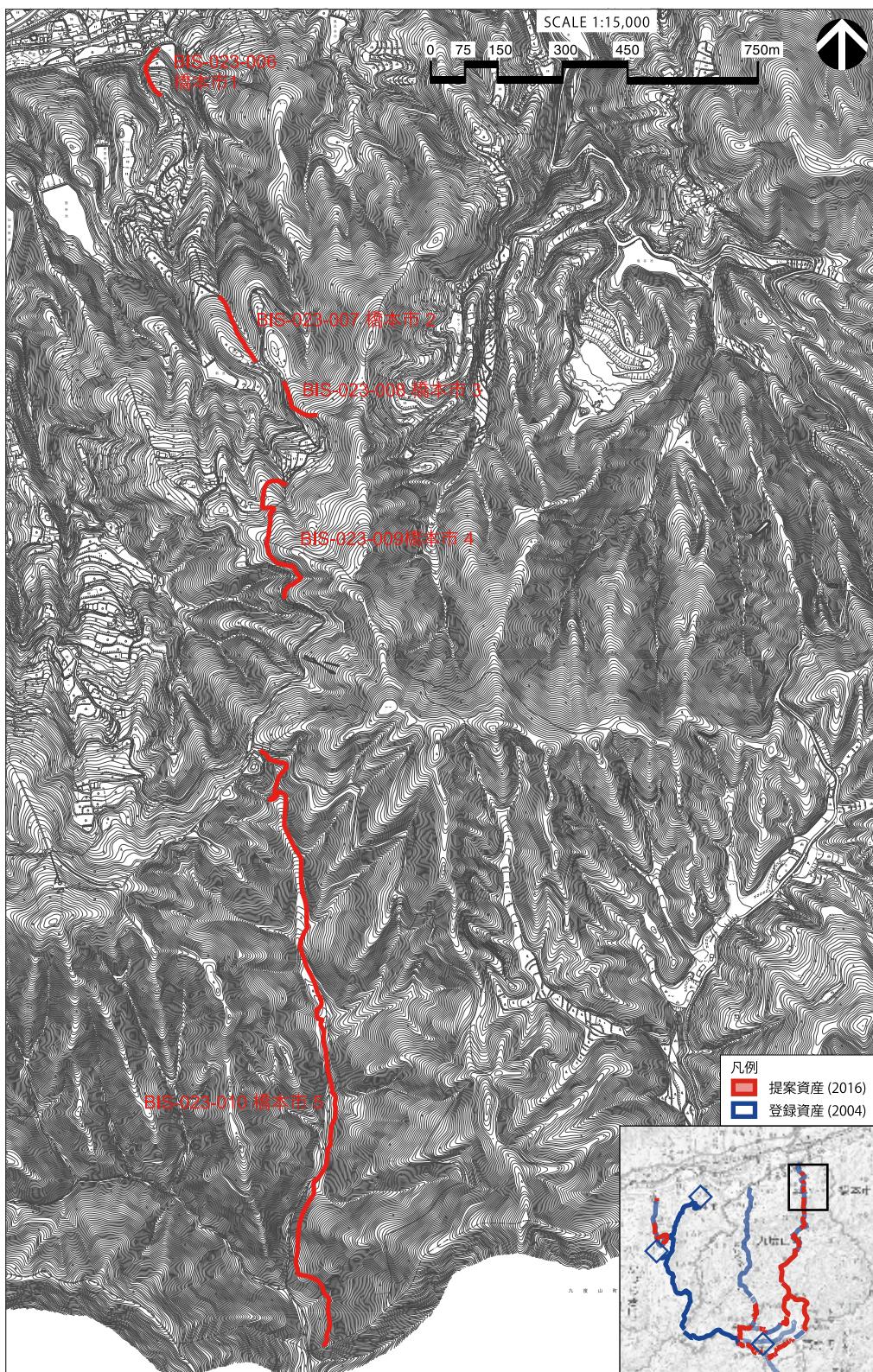
【高野参詣道 黒河道 BIS-023-006～015】

① 橋本市 BIS-023-006～010 2,530m(図III-2-5、写真III-2-4)

黒河道のうち紀ノ川沿い山麓から山地を通る高低差の激しい区間である。沿道の一部には、畑地や集落があるため、道の一部は生活道路として使用されたほか、生活道路により分断され、改変されていた。これら改変があった一部の経路を除いた大半の範囲で、2012 年の測量や現地調査により、その位置を確定するだけでなく、路面状態の旧状が良好に保存されている又は路面が舗装されているものの舗装下に旧来の路面が保存されていることから旧状に復旧することが可能であることも判明した。



写真III-2-4 高野参詣道黒河道 橋本市 BIS-023-006～010 の状態



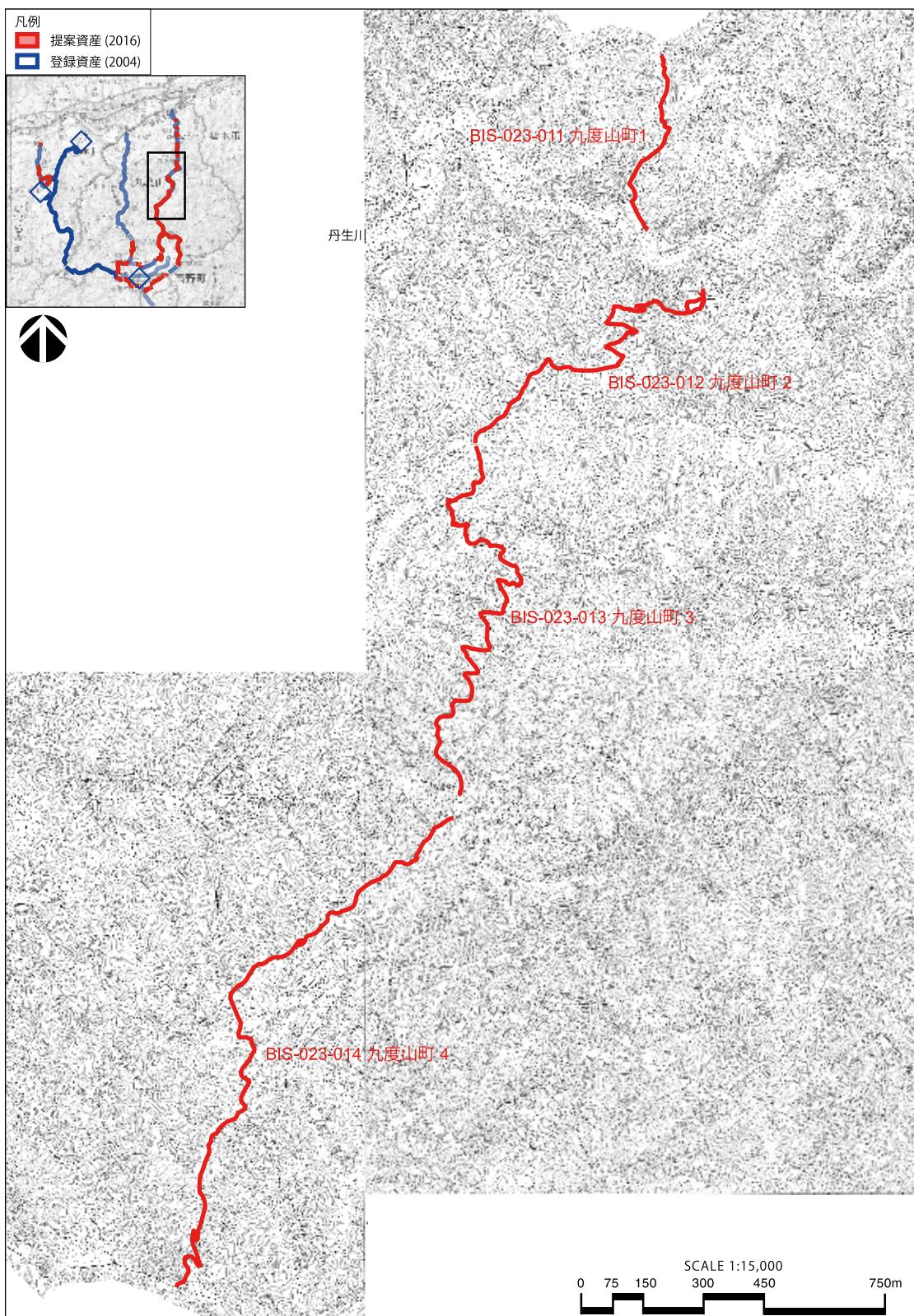
図III-2-5 高野参詣道黒河道 橋本市 BIS-023-006～010 の位置

② 九度山町 BIS-023-011～014 6,582m(図III-2-6、写真III-2-5)

黒河道のうち高低差の激しい山地内に位置する区間である。河川や生活道路により一部分断されているものの、2014年の測量によって、19世紀の地籍図や20世紀初頭の地図と現地を厳密に照合したところ、その位置を確定するだけでなく、路面状態の旧状が良好に保存されていることも判明した。



写真III-2-5 高野参詣道黒河道 九度山町 BIS-023-011～014 の状態



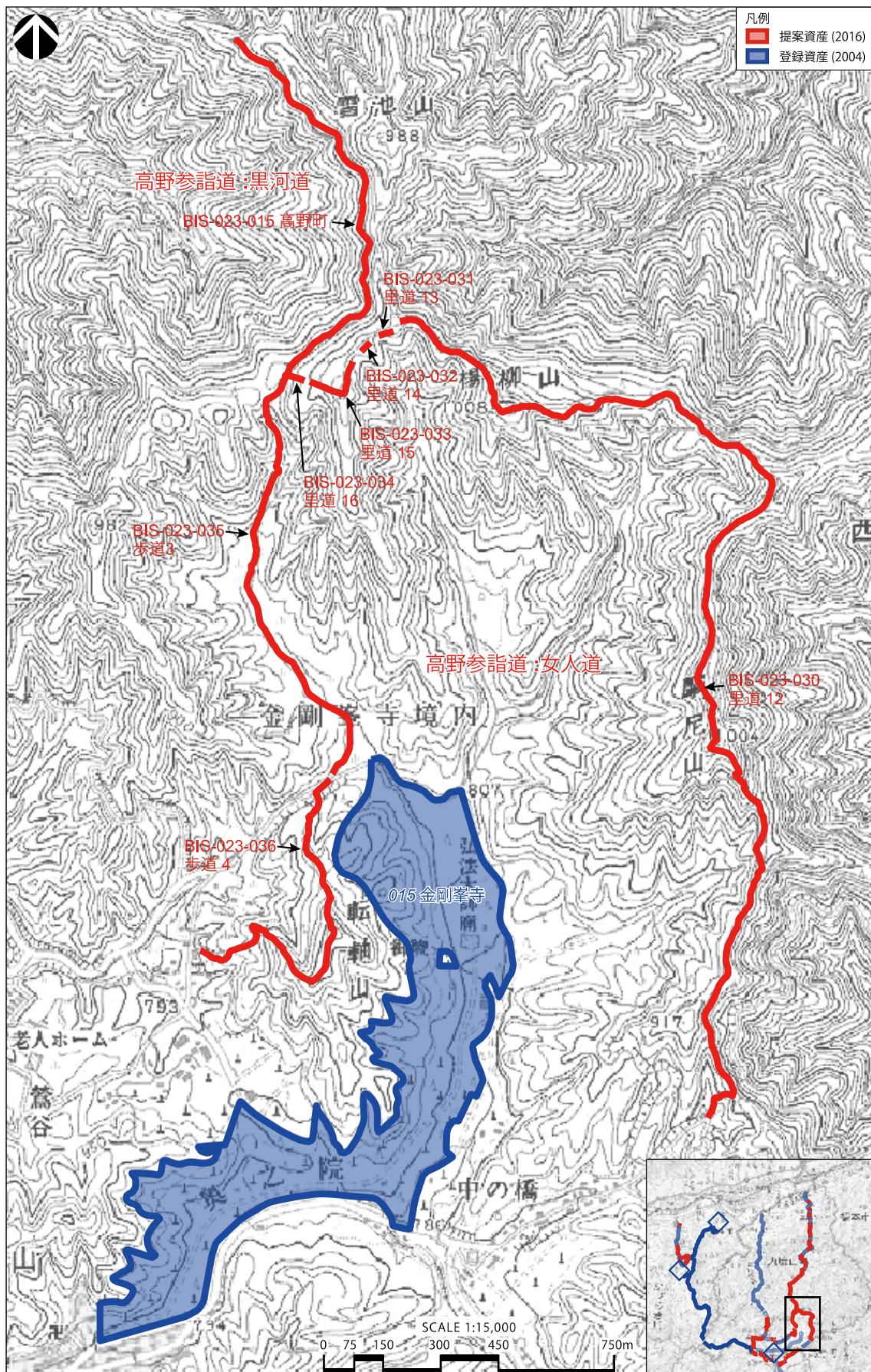
図III-2-6 高野参詣道黒河道 九度山町 BIS-023-011～014 の位置

③ 高野町 BIS-023-015 1,171m(図III-2-7、写真III-2-6)

黒河道のうち女人道に合流する峠の北側の南向き緩斜面に位置する区間である。2012年の測量によって、19世紀の地籍図や20世紀初頭の地図と現地を厳密に照合したところ、その位置を確定するだけでなく、路面状態の旧状が良好に保存されていることも判明した。



写真III-2-6 高野参詣道黒河道 高野町 BIS-023-015 の状態



図III-2-7 高野参詣道黒河道 高野町 BIS-023-015 及び
女人道 BIS-023-030～036 の位置

【高野参詣道 女人道 BIS-023-016～042】

- ① 女人道 BIS-023-016～042 10,253m(図III-2-4・7、写真III-2-7)

女人道は、高野山境内の外周の山林内に位置する区間である。2012 年の測量によって、19 世紀の地籍図と 19 世紀の絵図と現地を厳密に照合したところ、その位置を確定するだけでなく、路面状態の旧状が良好に保存されていることも判明した。



写真III-2-7 高野参詣道女人道 BIS-023-016～042 の状態

IV. 顕著な普遍的価値の維持・持続への貢献

1. 顕著な普遍的価値への影響

境界線の変更の提案範囲は、登録資産である熊野参詣道中辺路（019）と大辺路（021）及び高野参詣道町石道（023）の側副路で高野参詣道の一部である。現在の経路の一部は、路面状態が改変されているものの、旧来の線形・幅員を保ち、歴史的な沿道景観が良好に保存されている。

境界線の変更を行い、参詣道として変更範囲と登録範囲とを一体的に取扱うことにより、構成資産である参詣道の価値をより一層高める。さらに、参詣道としていくつかの経路を保護すること、また参詣道としてより長い延長を保護することが可能となることから、資産全体として世界遺産委員会決議における価値基準(iii)及び(vi)に基づく評価を、より強固にすることが可能となる。

2. 完全性及び真実性への影響

境界線の軽微な変更は、資産全体に対する構成比を高め、資産の完全性をより確実にする。さらに、現代的改修が行われた区間を含めた熊野参詣道及び高野参詣道の「線形」と「位置関係」の観点からも真実性をより確実にすることにつながると考えられる。

今回の変更提案による追加のほとんどの範囲では旧状が良好に保存されており、「形状」や「材質」に関する真実性が確認されている。また、道幅や路面状態が改変されている一部の経路についても、資料や物証に基づき旧状に復することが可能であり、「形状」や「材質」としての真実性に悪影響を及ぼすものではない。

なお、熊野参詣道及び高野参詣道は、アスファルト舗装等の現代的改修が行われ形状や材質の側面で真実性を弱めていることから2004年の登録や今回の境界線の変更の提案範囲から除外された経路も含め、今日においても連続した歴史的な道として軌跡を辿ることは可能である。

V. 法的保護措置への影響

境界線の軽微な変更の提案範囲のうち熊野参詣道中辺路・大辺路と高野参詣道三谷坂・黒河道・女人道の一部は、和歌山県文化財保護条例又は高野町文化財保護条例によって 2000 年又は 2011 年から保護されてきた。

現在は、文化財保護法の規定に基づき、史跡として保護されている¹。これにより、現状変更行為には文化庁長官の許可を要することになる。また、保存のために実施する各種事業については、史跡の保存管理計画に従って実施されることとなる。なお、変更範囲及びその緩衝地帯の一部は自然公園法に基づく国立公園又は国定公園にも指定され、優れた自然の風景地として保護されている。

変更範囲のうち、熊野参詣道中辺路阿須賀王子跡(BIS-019-016)付近では一般国道 42 号新宮紀宝道路、熊野参詣道大辺路新田平見道(BIS-021-003)付近では一般国道 42 号すさみ串本道路の開設が予定されている。しかし、開設予定地は提案資産及びその緩衝地帯の範囲には該当せず、資産の視覚的完全性だけでなく、資産に影響を与える環境変化も発生していない。したがって、提案資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす要素はない。

変更範囲には、市町村が所有・管理する里道のような公有地のほか、山林内の歩道として利用されている民有地又は寺社有地が含まれる。しかし、ほとんどの場合において、当該市町が史跡の管理団体に指定されており、文化遺産としての価値に配慮しつつ、適切に管理を実施している。

また、境界線の変更は、構成資産の顕著な普遍的価値の再認識に寄与するだけでなく、参詣道の現状の維持や参詣道としての景観の保全にも繋がるという好影響も期待できる。

¹ 熊野参詣道中辺路の北郡越(BIS-019-001)・赤木越(BIS-019-009)及び高野参詣道黒河道(BIS-023-015)・女人道(BIS-023-016～025・027～041)の一部の範囲は、2015 年 11 月 20 日に文化庁文化審議会により史跡追加指定の答申がされている。今後、事務手続き実施された後、2016 年 3 月に保護措置が完了する。

VII. 管理計画への影響

変更範囲の特質が登録範囲の資産と一致するとともに資産の構成にも影響がないことから、基本的には、保存管理計画を改訂する必要はない。しかし、計画策定後に変化した事実関係及び境界線の変更の提案範囲に関する記述について加筆して、保存管理計画の改訂を行った。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会は、世界遺産の保存管理を監督するために改組して設置された。同協議会は、文化財保護法の下で、国、三重県・奈良県・和歌山県及び関係市町と協力して、資産の保存管理を適切に実施している。

日本国では、国、三重県・奈良県・和歌山県及び関係市町の協力の下、今後も参詣道の調査研究を継続するとともに、軽微な変更で追加された範囲も含めた「紀伊山地の霊場と参詣道」の適切な保護に努めてまいりたい。

締 約 国 代 表 者 の 署 名

日本政府代表者の署名

青柳 正規

青柳 正規

文化庁 長官

奥主喜美

奥主 喜美

環境省 自然環境局長